

事業概要

令和 4 年版



東京都会計管理局

目 次

第1章 会計管理局の概要

1 重 点 事 項	3
(1) 適正な会計事務の確保	4
(2) リスク管理を徹底した公金管理の実施	5
(3) 新公会計制度の推進	6
2 組 織 と 定 数	7
3 予 算	9

第2章 会計管理局の事務事業

1 局の事務事業の分類	13
2 会 計 事 務	14
3 会計制度の企画	21
4 会計事務の指導・検査	23
5 財務会計システムの管理運用	26
6 新公会計制度に関する事務	29
7 公 金 管 理	37
8 指定金融機関等に関する事務	47
9 用品に関する事務	50
10 国費に関する会計事務	54
11 準公営企業に関する会計事務	55

第3章 資 料 編

1 会計管理局の分掌事務	59
2 出納機関別所管局・所一覧	68
3 所管条例・規則の概要及び改正等の状況	73
4 会計管理局の沿革	75
5 その他の資料等	80
6 用 語 解 説	85

参考

第3章 資料編 「5 その他の資料等」 目次

第1章 3 予算

第1表 令和4年度一般会計予算 80

第2章 2 会計事務

第2表 令和3年度末重要物品集計一覧表 81

第2章 7 公金管理

第3表 令和3年度公金管理実績 82

第2章 8 指定金融機関等に関する事務

第4表 令和3年度公金収納実績 83

第2章 9 用品に関する事務

第5表 用品制度の沿革 84

第1章 会計管理局の概要

1 重 点 事 項	3
(1) 適正な会計事務の確保	4
(2) リスク管理を徹底した公金管理の実施	5
(3) 新公会計制度の推進	6
2 組 織 と 定 数	7
3 予 算	9

1 重点事項

会計管理局は、各局が取り組む事業の円滑な遂行を支えるべく、都政運営のインフラともいべき会計制度について、その整備及び適正な運用の確保等を使命としており、この役割と責任を十分に果たしていかなければならない。

令和4年度においては、社会経済環境の変化に柔軟に対応しつつ、次の三点を重点事項として取り組んでいく。

第一は、「**適正な会計事務の確保**」である。都民からお預かりした公金について、会計上の事故を未然に防止し、適正な会計事務を継続的に確保するため、会計実務等の指導及び直接検査や研修等を着実に実施するとともに、会計企画部門、検査指導部門及び出納審査部門が連携し、全庁における会計事務の適正な運用を図っていく。また、時代の変化に対応した新たな公金収納方法や、関係各局と連携した契約・支出関連事務のデジタル化の検討等を的確に進める。

第二は、「**リスク管理を徹底した公金管理の実施**」である。公金管理に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大やウクライナ情勢の影響等を踏まえ、不透明な社会経済動向や金融情勢の先行きに特段の注意を払いつつ、安全性を最重視し、流動性を十分に確保した上で、柔軟かつ効率的な保管・運用を行う。

第三は、「**新公会計制度の推進**」である。制度導入の先駆者として、引き続き他自治体への支援に取り組みつつ、新公会計制度の更なる活用促進に向け、自治体間連携の強化を図るとともに、庁内への情報発信や支援も継続していく。また、財務諸表について精度の一層の向上を図るとともに、公表資料の不断の改善を行っていく。

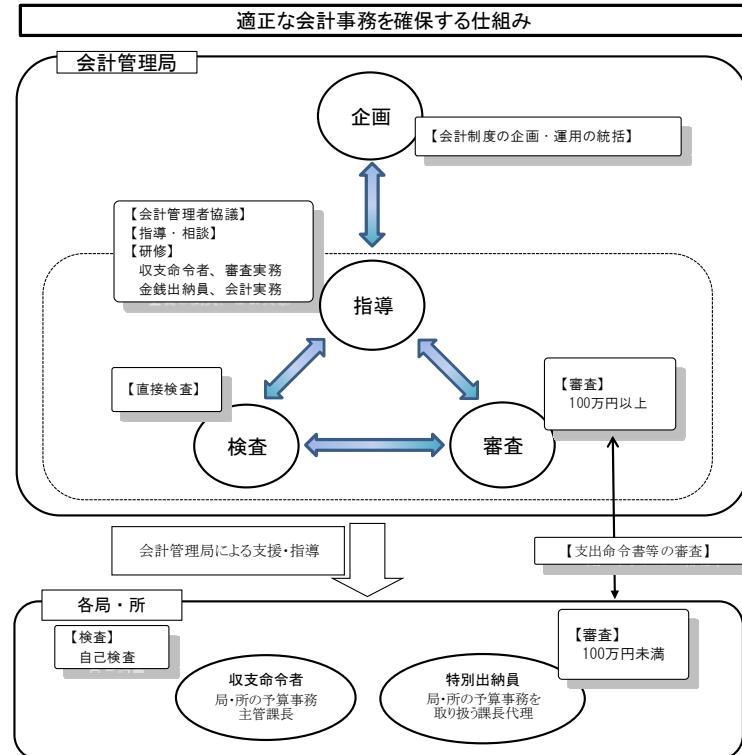
(1) 適正な会計事務の確保

地方公共団体において会計事務は、公金の収入支出、資金管理、決算調製等、組織運営の最も基礎的な業務である。事故を未然に防止し、適正な会計事務を確保することは、住民に対する説明責任を果たす上で極めて重要であり、職員の実務能力の向上や時代の変化を的確に捉えた会計制度の改善を図る不断の努力が必要である。

このため、会計管理局では、各局・所の会計事務が、これまで以上に適正かつ効率的に実施されるよう、企画・指導・検査・審査の各部門が緊密な連携体制の下、適正な会計事務の確保に努めている。

各局・所に対しては、収支命令者や特別出納員を始め各職員が会計事務を適切に行えるよう、「東京都会計事務規則」等に定める会計管理者への協議を受け、相談対応を行うなど支援及び指導を行っている。また、収支命令者研修、審査実務研修、金銭出納員研修及び会計実務研修を中央研修に位置づけ、きめ細かく実施している。そのほか、100万円未満の支出負担行為に係る収支命令の審査が適正に行われているかを直接検査し、これを通じ事務指導を行っている。

会計制度についても、昨今の急速なデジタル化の進展を踏まえ、収入・支出両面におけるキャッシュレス化の推進や、関係各局と連携した契約・支出関連事務のデジタル化の検討等、企画、調査及び改善に向けた取組を行っている。



(2) リスク管理を徹底した公金管理の実施

都の公金の管理については、「東京都公金管理ポリシー」において公金管理の基本方針を定めているほか、この方針に基づいて、毎年度「公金管理計画」を策定し、安全性と流動性を十分に確保した上で、効率的な公金の保管・運用に努めている。

令和4年度公金管理計画（※）のポイント

令和4年度の公金管理に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大やウクライナ情勢の影響等を踏まえ、不透明な社会経済動向や金融情勢の先行きに特段の注意を払いつつ、迅速かつ的確なリスク対応を行いながら、「東京都公金管理ポリシー」に基づき、安全性を最重要視し、流動性を十分に確保した上で、柔軟かつ効率的な保管・運用を目指す。

※令和4年4月13日公表

ア 歳計現金等

日々の支払に備えるための支払準備金は、流動性預金で保管した上で、運用可能資金は、定期性預金を基本として、効率性を確保するため、できる限り長い期間保管する。

イ 基金

各基金の資金状況を勘案して、金融商品及び運用期間を設定する。

金融商品別のポートフォリオ（※）は分散運用を基本とし、金融環境に応じて柔軟に運用する。

基金のポートフォリオは、預金70%、債券30%を想定している。

ウ 準公営企業会計資金

日々の支払に備えるための支払準備金は、普通預金で保管し、運用可能資金は、定期性預金等を基本とし、できる限り長い期間運用する。

※「ポートフォリオ」については、用語解説（P85）参照

（詳細 P37～）

(3) 新公会計制度の推進

都では、平成18年度から、全国で初めて従来の官庁会計に複式簿記・発生主義会計の考え方を加えた新公会計制度を導入し、一般会計及びすべての特別会計の財務諸表を作成している。

ア 都の新公会計制度

企業会計原則を基本に策定した「東京都会計基準」に基づき、財務会計システムにより日々仕訳を行い、財務諸表を作成している。作成した財務諸表は、各会計の歳入歳出決算を補完する資料として、議会に提出している。

この制度により、資産や負債といったストック情報や、減価償却費等を含む正確なコスト情報の把握を通じて、自治体経営の視点を確立するとともに、都民に対する一層の説明責任を果たしている。

また、会計基準の継続的な見直しや会計手法について調査・検討を行うため、東京都会計基準委員会を設置している。あわせて、会計処理の正確性を確保するため、各局に対し、新公会計制度に係る指導・検査を実施している。

イ 新公会計制度の活用促進に向けた自治体間連携

新公会計制度の特長を活かした活用に向け、都と同様の方式による新公会計制度を導入した自治体に対しては、導入支援に引き続き、ノウハウの提供などの運用支援を実施している。

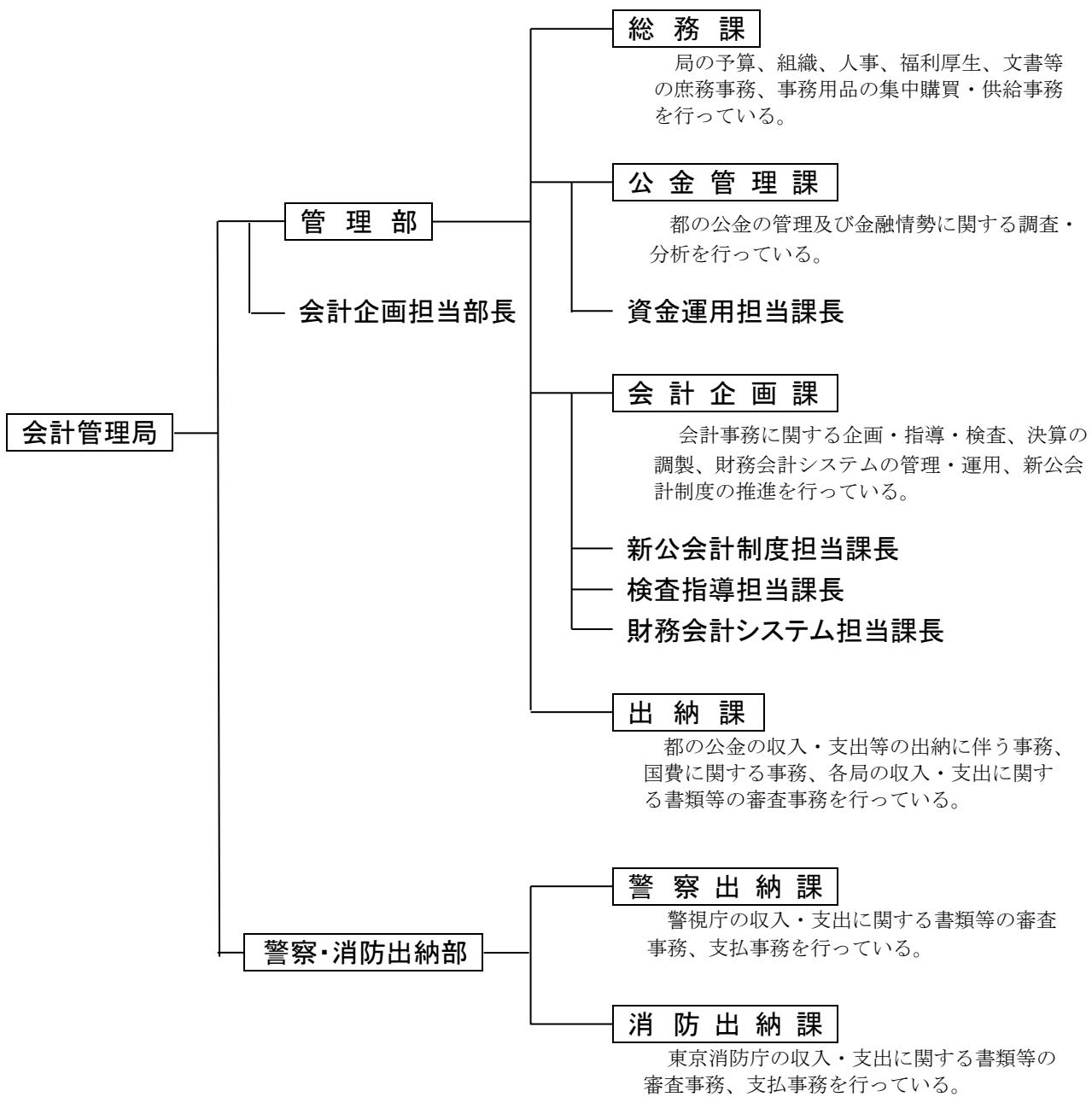
一方、総務省が要請する「統一的な基準」(注)を採用する都内自治体に対しては、「意見交換会」等を開催し、各自治体の実情に応じた情報提供・助言を行っている。

また、全国自治体へ向けては、新公会計制度導入の先行団体で構成する「新公会計制度普及促進連絡会議」を通じ、制度の運用ノウハウや活用事例等の情報発信を行っている。

注 平成27年1月、国は全国自治体に対し、国の定める「統一的な基準」に基づく財務書類作成を要請。
(詳細 P29)

2 組織と定数

(令和4年8月1日現在)



(定数)

局長級	部長級	課長級	課長代理	主任・主事	計
1	3	10	38	55	107

(1) 主な組織改正の変遷

ア 公金管理体制の確立

ペイオフ解禁を契機として公金管理体制の充実・強化を図るため平成14年3月に策定した「東京都資金管理方針」に基づき、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な資金管理を行う専管組織である公金管理課を平成14年4月に設置した。

イ 出納事務所の廃止

会計事務の公正な処理を確保し、事務処理の簡素・効率化を一層推進することを基本的な視点とした「会計制度・機構改革の基本方針」に基づき、平成14年12月に出納事務所を全廃し、各局・所への審査の一部委任を開始した。

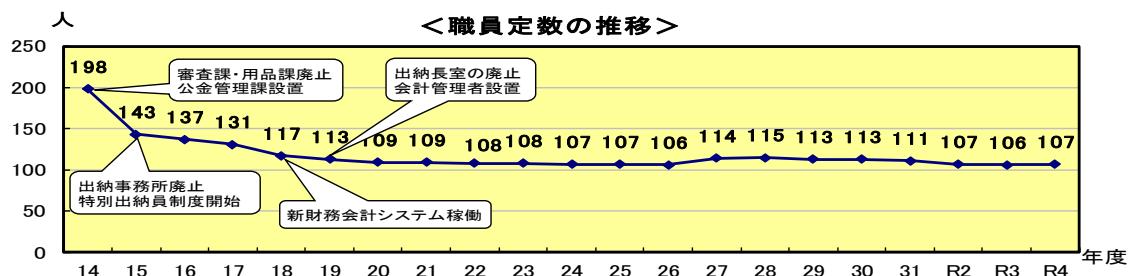
ウ 会計管理局の設置

特別職である出納長を廃止し、普通地方公共団体に一般職である会計管理者を設置することを内容とする改正地方自治法（平成18年6月7日公布、平成19年4月1日施行）に基づき、平成19年4月1日に出納長を廃止し、会計管理者を設置した。

併せて、平成19年度組織改正により、出納長室の廃止及び会計管理局の設置を行い、局の下に、管理部、警察・消防出納部を設置し、2部6課の執行体制とした。

(2) 職員定数の推移

簡素で効率的な組織の構築を目指し、出納事務所の全廃等により大幅なスリム化を図り、その後はコンパクトかつフラットな組織体制を維持している。



3 予算

令和4年度一般会計予算の概要

(単位:千円)

歳入	科 目		金額		比較増(△)減	増減率 (%)	構成比 (%)
	款項	目	令和4年度	令和3年度			
	使 用 料 及 手 数 料		10	10	0	0	0.0
	手 数 料		10	10	0	0	0.0
歳	諸 手 数 料		10	10	0	0	0.0
	財 产 収 入		305,999	308,919	△ 2,920	△ 0.9	94.9
	財 产 運 用 収 入		305,999	308,919	△ 2,920	△ 0.9	94.9
	利 子 及 配 当 金		305,999	308,919	△ 2,920	△ 0.9	94.9
	諸 収 入		16,274	13,834	2,440	17.6	5.0
入	都 預 金 利 子		7,000	4,000	3,000	75.0	2.2
	都 預 金 利 子		7,000	4,000	3,000	75.0	2.2
	雜 入		9,274	9,834	△ 560	△ 5.7	2.9
	納 付 金		95	95	0	0	0.0
	雜 入		9,179	9,739	△ 560	△ 5.8	2.8
	合 計		322,283	322,763	△ 480	△ 0.1	100
歳出	科 目		金額		比較増(△)減	増減率 (%)	構成比 (%)
	款項	目	令和4年度	令和3年度			
	総 務 費		3,223,000	3,034,000	189,000	6.2	98.5
	会 計 管 理 費		3,223,000	3,034,000	189,000	6.2	98.5
	管 理 費		2,424,000	2,232,000	192,000	8.6	74.1
	公 金 取 扱 費		494,000	494,000	0	0	15.1
	積 立 金		305,000	308,000	△ 3,000	△ 1.0	9.3
	公 債 費		48,000	43,000	5,000	11.6	1.5
	公 債 費		48,000	43,000	5,000	11.6	1.5
	一 時 借 入 金 等 利 子		48,000	43,000	5,000	11.6	1.5
	合 計		3,271,000	3,077,000	194,000	6.3	100
一般財源充当額			2,948,717	2,754,237	194,480	—	—

注 令和3年度は当初予算を記載している。また、増減率及び構成比中、0は0を表し、0.0は0ではないが四捨五入の結果、0になったものを表す。さらに、構成比については、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計などと一致しない場合がある。

(1) 島入

令和4年度の島入予算総額は322,283千円である。

その内訳は、情報公開に係る開示手数料である使用料及手数料、基金から生じる利子収入等の財産収入、歳計現金等の預金利子収入及び公金取扱手数料の準公営企業会計負担金等からなる諸収入である。

島入予算総額のうち、基金から生じる利子収入等の財産収入の割合が94.9%となっており、島入のうちの大きな割合を占めている。

令和4年度は、前年度と比較して、おおむね横ばいとなっている。

(2) 島出

令和4年度の島出予算総額は3,271,000千円であり、その内訳は、総務費(会計管理費)及び公債費であり、前者が98.5%を占めている。

ア 会計管理費

会計管理費は、管理費、公金取扱費及び積立金から構成されている。

このうち管理費は、会計管理局職員の給料、諸手当及び管理事務費(財務会計システムの運用に係る経費、用品制度の運営に係る経費等)等を計上したものである。令和4年度は、前年度と比較して、財務会計システムの更新に係る経費の増等により、189,000千円の増となっている。

積立金は、会計管理局で保管している都市外交人材育成基金外22基金から生じる利子等をそれぞれの基金に積み立てるために計上したものである。令和4年度は、前年度と比較して、財産収入の減少を反映し、3,000千円の減となっている。

イ 公債費

公債費については、支払資金に一時的な不足が生じた場合に、金融機関等から借り入れる一時借入金等の利子に要する経費を計上したものである。令和4年度は、前年度と比較し、借入見込額の増及び借入利率の上昇により、5,000千円の増となっている。

以上、令和4年度の島出予算総額は、前年度と比較して、194,000千円の増(増減率6.3%)となっている。

(令和4年度一般会計予算：資料編第1表P80参照)

第2章 会計管理局の事務事業

1	局の事務事業の分類	13
2	会計事務	14
3	会計制度の企画	21
4	会計事務の指導・検査	23
5	財務会計システムの管理運用	26
6	新公会計制度に関する事務	29
7	公金管理	37
8	指定金融機関等に関する事務	47
9	用品に関する事務	50
10	国費に関する会計事務	54
11	準公営企業に関する会計事務	55

1 局の事務事業の分類

会計管理局の事務事業は、地方自治法の規定に基づいて設置された「会計管理者」として行う事務を始め、法令の根拠及び事務の権限に基づき、次の4つに分類することができる。

1 会計管理者が知事から独立した権限により行う会計事務

- ・現金の出納及び保管
- ・有価証券の出納及び保管
- ・物品の出納及び保管
- ・現金及び財産の記録管理
- ・支出負担行為の確認（審査事務）
- ・決算の調製 など

2 知事の補助機関として行う事務

- ・基金の運用管理
- ・一時借入金
- ・指定金融機関等に関する事務
- ・用品に関する事務 など

3 地方自治法上の法定受託事務として行う事務

- ・国の歳入・歳出に係る歳入徴収官、官署支出官等として行う国の会計事務

4 地方公営企業法の一部が適用される準公営企業についての会計事務

- ・東京都特別企業出納員事務取扱規則により、特別企業出納員（会計管理局管理部長）に委任された会計事務

2 会計事務

会計企画課・出納課・警察出納課・消防出納課

会計管理者は、普通地方公共団体の会計事務をつかさどる（地方自治法第170条第1項）。会計事務とは、収入及び支出の執行手続、決算の調製、物品に関する事務等の総称である。

会計管理者の所管する会計は、一般会計及び17特別会計である。

(1) 収入事務

収入とは、地方公共団体の事務を執行するために必要な支払の財源となるべき現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の収納をいい、一会计年度における一切の収入を歳入という。

ア 徴収事務

歳入の徴収権限を知事から委任された歳入徴収者（局長又は所長）は、歳入を収入すべき時期が到来したときは直ちに、所属年度・歳入科目・納入すべき金額・納入義務者等に誤りがないか、法令又は契約等に違反していないかなどを調査し、決定（調定）しなければならない。

歳入徴収者が調定したときは、収入及び支出の命令に関する事務を知事から委任された収支命令者（局又は所の予算事務主管課長等）は、その内容を財務会計システムに登録する。

また、歳入徴収者が歳入を徴収しようとするときは、原則として納入通知書を作成して納入義務者に送付することにより、納入の通知をする。

イ 収納事務

納入の通知を受けた納入義務者は、納入通知書に現金を添え、納付場所として指定されている公金取扱金融機関の窓口又は各局・所の金銭出納員（局又は所の予算事務を取り扱う課長代理）に納付する（都税の一部及び放置違反金（※1）はコンビニエンスストアも可）。このほか、小切手等の証券、口座振替による納付及びマルチペイメントネットワーク（※2）利用

※1 「放置違反金」については、用語解説(P85)参照

※2 「マルチペイメントネットワーク」については、用語解説(P85)参照

による電子納付がある。また、自動車税種別割、個人事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税等については、インターネットを通じたクレジットカードやスマートフォン決済アプリによる納付も可能である。

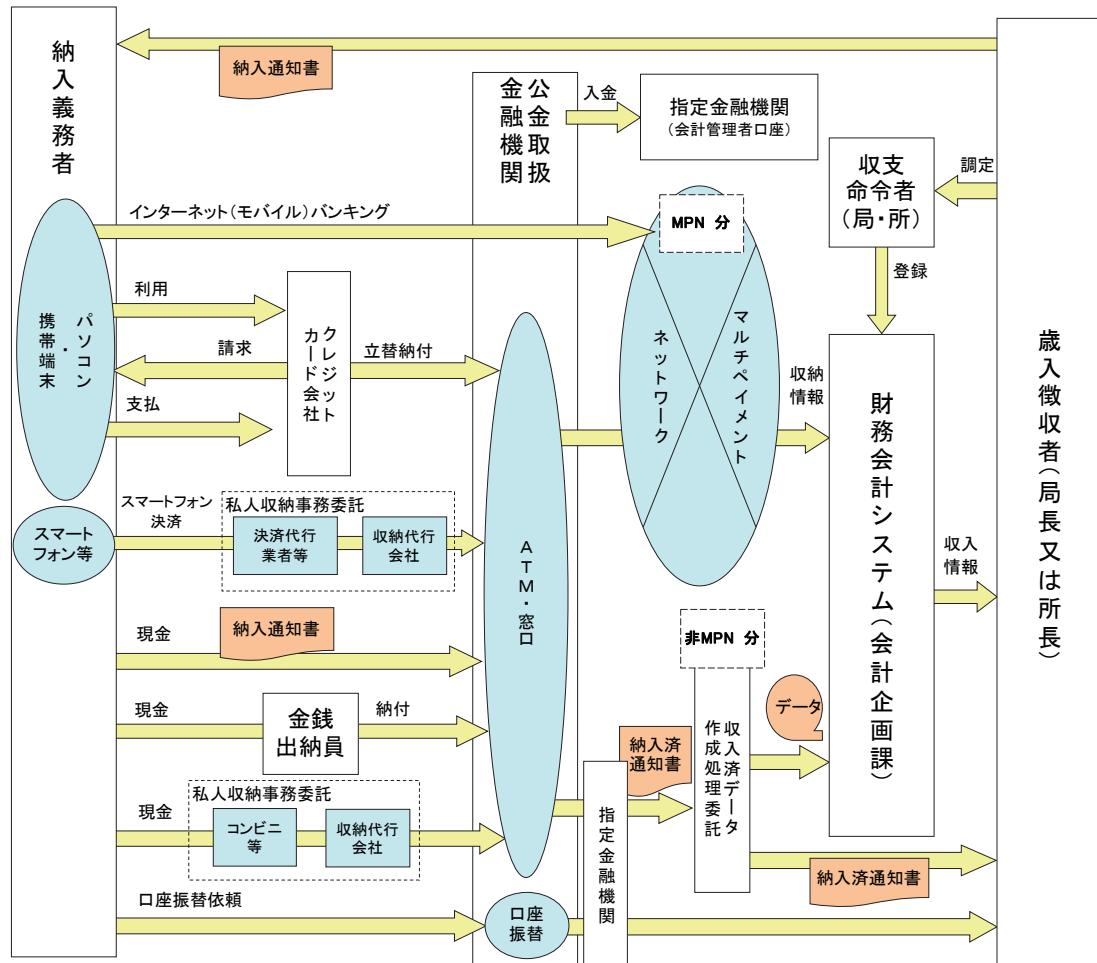
指定金融機関は、公金取扱金融機関との間で収納金の資金決済を行い、指定金融機関の会計管理者口座に入金するとともに、公金取扱金融機関から納入済通知書を集約し、会計管理者に送付する。

会計管理者は、納入済通知書を基に収入済データを作成して財務会計システムに登録し、所属年度、歳入科目及び主管局・所別に収入計上を行う。

歳入徴収者は、財務会計システムから収入情報を取得して、調定情報と突合するなど歳入の管理を行う。

なお、金銭出納員とは、その所管に属する現金の収納及び払込の事務等を会計管理者から委任された者をいい、局又は所の予算事務を取り扱う課長代理等をもって充てられている。

＜収入事務フロー図＞



(2) 支出事務

支出とは、地方公共団体の事務を執行するために必要な現金の支払をいい、歳出予算を執行することを意味する。支出には、支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)から現金の支払までの一切の行為が含まれる。

ア 審査事務

支出事務の手続は、支出負担行為、支出決定、支出命令、審査、支払の順に行われる。

会計管理者又は特別出納員は、収支命令者が発行した支出命令書の送付を受けたときは、支出命令に係る支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと、当該支出負担行為に係る債務が確定していること等について審査し、確認しなければならない。

会計管理者又は特別出納員は、この確認ができないときは当該支出命令書を収支命令者に返付しなければならない。

なお、特別出納員とは、100万円未満の支出負担行為等一定の要件を満たす収支命令についての審査を会計管理者から委任された者をいい、局又は所（警視庁、東京消防庁及びこれらに所属する所を除く。）の予算事務を取り扱う課長代理等をもって充てられている。

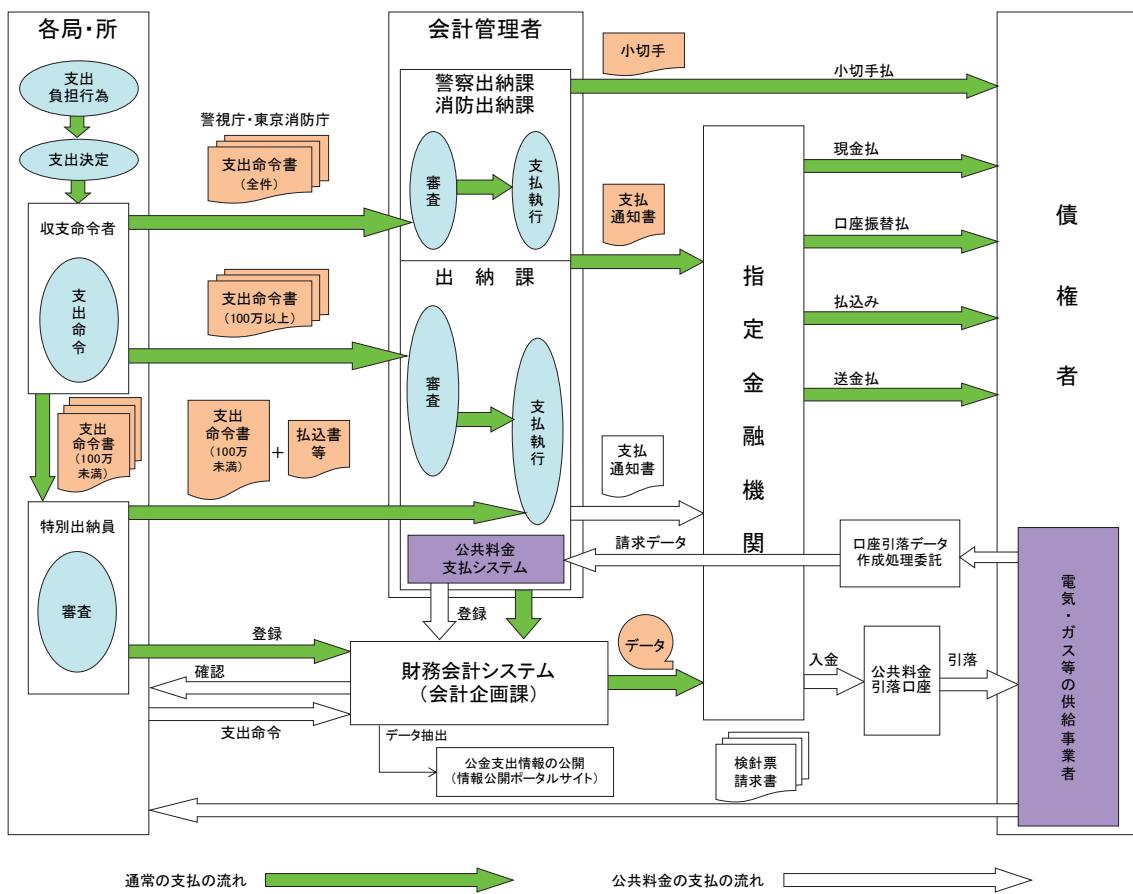
イ 支払事務

会計管理者は、審査事務が完了したときは、当該支出命令書を執行し、債権者に対して支払を行う。

支払の方法には、会計管理者が自ら債権者に支払を行う小切手払、指定金融機関に支払通知書を交付して支払手続をさせる現金払、口座振替払、払込み及び送金払がある。

なお、公共料金（電気料金、ガス料金、水道料金及び電話料金）の支払事務については、一部を除き、公共料金支払システムにより、会計管理局において一括処理している。

<支出事務フロー図>



(3) 災害時の支払訓練

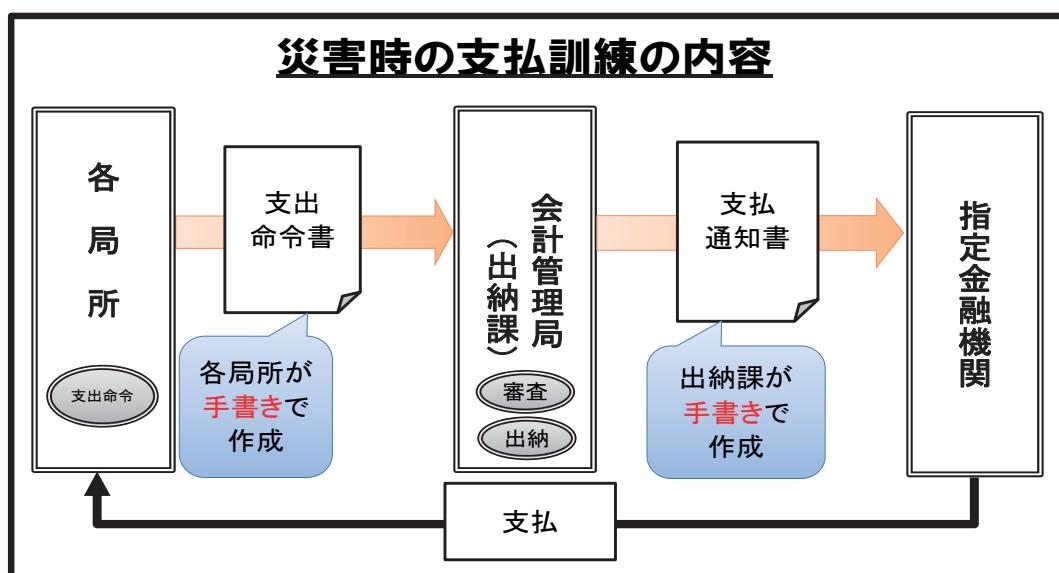
地震等の災害が発生したときは、財務会計システムの停止や交通機関の不通等により、会計事務に様々な支障が生じるおそれがある。そのため、災害時においても円滑な支払事務が行えるよう、局内外に対して支払事務に関する各種訓練を実施している。

ア 各局・所訓練 (支出命令)

各局・所の担当者に災害時における支出手続を身に着けてもらうことを目的として、本庁各局・所の総務担当部門の防災又は経理担当者並びに警視庁及び東京消防庁の各部の経理担当者を対象に、手書きによる支出命令書の作成等の訓練を実施している。

イ 当局訓練（審査・出納）

災害時における審査・出納事務の知識を習得することを目的として、出納課の全職員、局間転入者及び新規採用者を対象に、支出命令書の審査、支払通知書の作成等の訓練を実施している。また、警察出納課及び消防出納課においても、同様の訓練を定期的に実施している。



(4) 決算事務

決算は、一会计年度内の歳入歳出予算に対する実際の收支の状態を計数的に明らかにした実績表である。その役割は、議会や都民に対して、予算の執行を通じて普通地方公共団体の行政目的が効果的かつ効率的に達成されたかどうかを検証するための判断材料を提供すること、また、検証の結果を、次年度以降の予算編成につなげるなど、行政運営に的確に反映させることである。

決算は、地方自治法第233条及び地方自治法施行令第166条に規定されており、都においては下記のとおり取り扱っている。

ア 決算調製と議会への認定付議

会計管理者は、会計年度ごとに決算を調製し、出納閉鎖後3か月以内、すなわち、毎年8月31日までに知事へ提出する。会計管理者が調製する書

類は、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書である。

知事は、これらの書類を監査委員の審査に付し、監査委員から決算審査に関する意見を受けた後、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類とともに議会へ提出し、第三回定例会において議会の認定に付している。

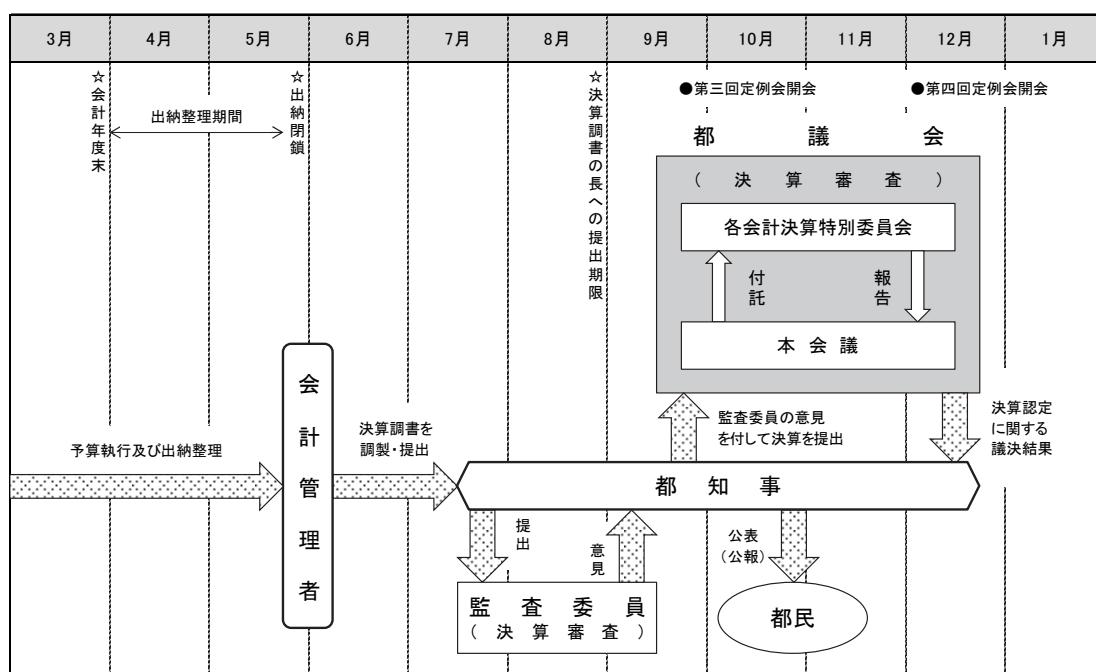
イ 議会における決算の認定

議会は、認定に付された決算を審査するため、各会計決算特別委員会を設置して審査を付託している。当委員会における全局の審査が終了すると、審査終了に伴う報告を直近に開催される議会で行い、議会は、決算審査報告に基づいて決算の認定に関する議決を行う。

ウ 公表

知事は、議会の認定に付した決算の要領を都民に公表するため、東京都公報に登載する。

＜決算事務フロー図＞



(5) 物品管理事務

物品管理は、会計管理者所属各会計の歳出予算の執行により取得した所有動産及び借用動産等について、適正かつ効率的な供用を図るとともにその状態を良好に維持することを目的に行われる。

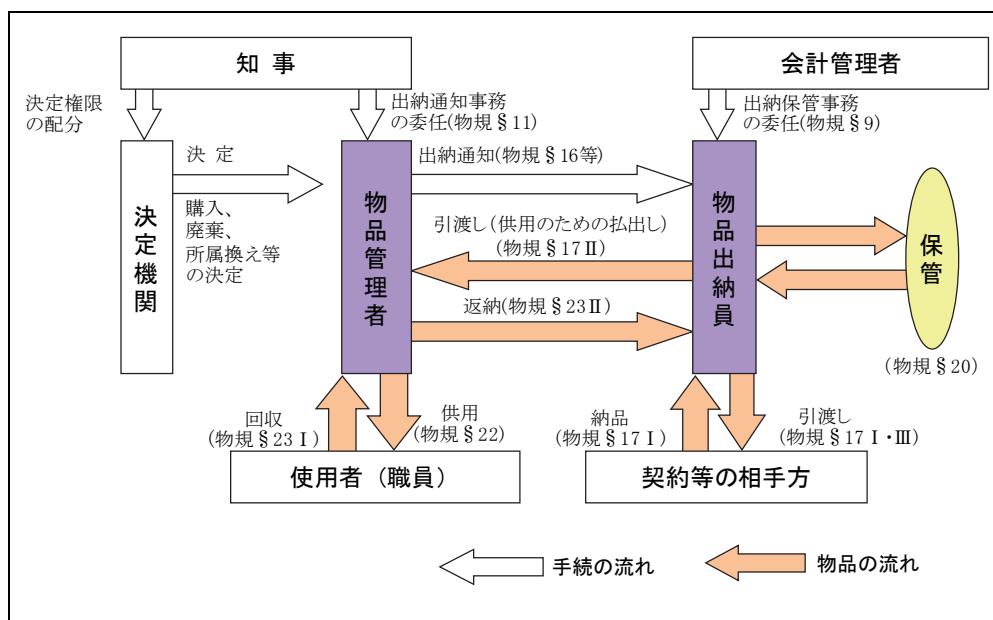
物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）は会計管理者の職務権限である（地方自治法第170条第2項第4号）が、物品出納員に、その所管に属する物品の出納保管事務を委任している。なお、物品出納員とは、部、部を置かない局及び所の物品の契約事務又は調達事務を取り扱う課長代理等をもって充てられている。

物品出納員に対して受入れ及び払出しの出納通知を行う事務は、知事から物品管理者（局の課長及び所の物品の契約事務又は調達事務を取り扱う課長）に委任されており、また、物品管理者は、供用中の物品が適正かつ効率的に使用されるよう使用者を監督するとともに、定期的に状況確認を実施する。

会計管理者は、物品管理事務の指導統括を行うほか、重要物品（備品又は動物のうち本体価格及び付随費用の合計が100万円以上のもの）に係る財産に関する調査の調製等を行っている。

（令和3年度末重要物品集計一覧表：資料編第2表P81参照）

＜物品管理事務フロー図＞



3 会計制度の企画

会計企画課

会計管理局では、規則改正など、都の会計制度に関する企画・調査・改善の調整を担当し、会計事務の簡素・効率化を図るとともに、各局・所における適正な事務の確保に努めている。

(1) 会計制度の企画

会計管理局では、会計事務に関する法令改正や国の制度変更に対応し、「東京都会計事務規則」及び「東京都物品管理規則」の改正や制度の見直しを行っている。また、時代の変化に対応した支出事務のデジタル化や新たな公金収納方法の検討等、会計制度に関する企画、調査及び改善に向けた取組を行い、都民サービスの向上と会計事務の簡素・効率化を実現するとともに、適正な事務の確保に努めている。

(2) 具体的な取組

ATMやパソコン等での公金収納（ペイジー）を実現するマルチペイメントネットワークを平成15年度に導入し、安定運用の確保や各局システムへの活用拡大を支援している。

インターネットによるクレジットカード収納についても、自動車税は平成23年度から、個人事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税等は平成27年度から実施しており、会計管理局では、この収納方法を導入するに当たり、的確な支援を行った。

また、都民サービスの向上並びに業務のリスク及び効率性の観点から都庁におけるキャッシュレス化の推進を図っている。収入においては、各局に対し電子マネー、クレジットカード、QRコード決済等のキャッシュレス決済手段の導入支援を行っている。一方、支出においては、資金前渡による支払について、法人向けブランドデビットカードやパーチェシングカード（組織名で発行でき、カード原版のないクレジットカード）を導入している。

さらに、書類提出のオンライン化等によるQOSの向上とデータの利活用等による事務の効率化等を図るため、起案から支出まで関連する業務プロセスを一連でデジタル化する取組について、関係各局と連携して新たなシステム機能の設計・開発を進めている。あわせて、支出事務について、新たなシ

システム機能とのシステム連携等を検討するとともに、総務事務センターへの事務集約に伴う規定類の見直し等を行っている。

4 会計事務の指導・検査

会計企画課

会計管理局では、「東京都会計事務規則」、「東京都物品管理規則」等に基づく会計事務の指導並びに相談業務及び検査業務を担当している。会計事務の簡素・効率化及び適正な運用を図るとともに、各局・所における適正な事務の確保に努めている。

(1) 会計事務の指導

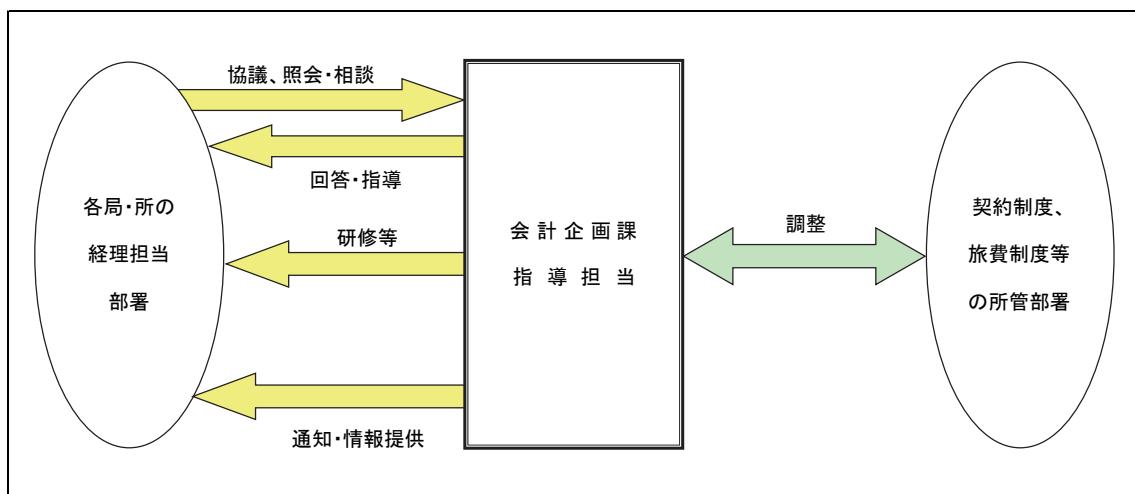
会計管理局では、会計事務の適正な処理を図るため、会計企画課に指導担当を置き、各局・所に対する相談対応・研修等の指導業務を行っている。

相談対応については、「東京都会計事務規則」及び「東京都物品管理規則」に定める会計管理者への協議を受けるほか、各局・所から寄せられる会計事務に関する照会に対して、適切に指導・回答を行っている。

研修業務については、会計事務・物品管理事務に関する中央研修及び各局と連携した会計事務オーダーメイド研修等を開催するとともに、各局・所の特別出納員支援に取り組むことにより、会計事務担当者の処理能力・知識の向上を図っている。

さらに、T A I M S を活用し、全職員向けに会計事務の基本的な事項についての情報発信を行うとともに、「会計管理局のひろば」「物品管理のひろば」に事務処理の手引、各種研修テキスト、問題事例に関する質疑応答集、関連する通知文書等を掲載して情報提供を行っている。また、各局・所において供用する必要がなくなった物品の有効活用を図るために、物品のあっせん情報を掲載するための掲示板を提供している。

＜会計事務指導関係フロー図＞



(2) 会計事務の検査

会計事務の検査は、地方自治法第149条第5号に基づく知事の会計監督権を具体化したものであり、会計管理者が行う直接検査と各局長が行う自己検査がある。これらの検査を通して会計事務の適正化と全庁の会計職員の能力向上を図っている。

ア 直接検査

直接検査は会計管理者が行う検査であり（東京都会計事務規則第134条及び東京都物品管理規則第65条）、「直接検査実施要綱」に基づき定期検査、再検査及び臨時検査を実施している。

定期検査は、特別出納員、金銭出納員及び物品出納員の事務を中心に、全ての本庁の部（部を置かない局においては局）及び事業所に対し2年に1回実施している。

再検査は、定期検査の結果、会計管理者が改めて検査の必要があると認める会計事務について検査を実施している。

臨時検査は、会計事故の発生等、会計管理者が緊急あるいは臨時に検査を行う必要があると認める場合に実施する。

イ 自己検査

自己検査は各局長が自ら行う検査であり（東京都会計事務規則第129条及び東京都物品管理規則第60条）、「自己検査実施要綱」に基づき主に局の経理・用度職員が検査員となり実施している。

会計管理局は、各局が自己検査を確実に実施できるよう、検査の手引の作成及び検査実務に関する説明会等を行っている。また、各局長から検査結果について通知を受け、各局への会計事務指導等に活用している。

(3) 指定金融機関等の検査

会計管理者は、公金取扱金融機関において事務処理が適法かつ正確に行われているかを確認し直接指導するため、指定金融機関及び収納代理金融機関に対し、公金の収納又は支払の事務及び公金の預金状況について検査を実施している（地方自治法施行令第168条の4第1項）。

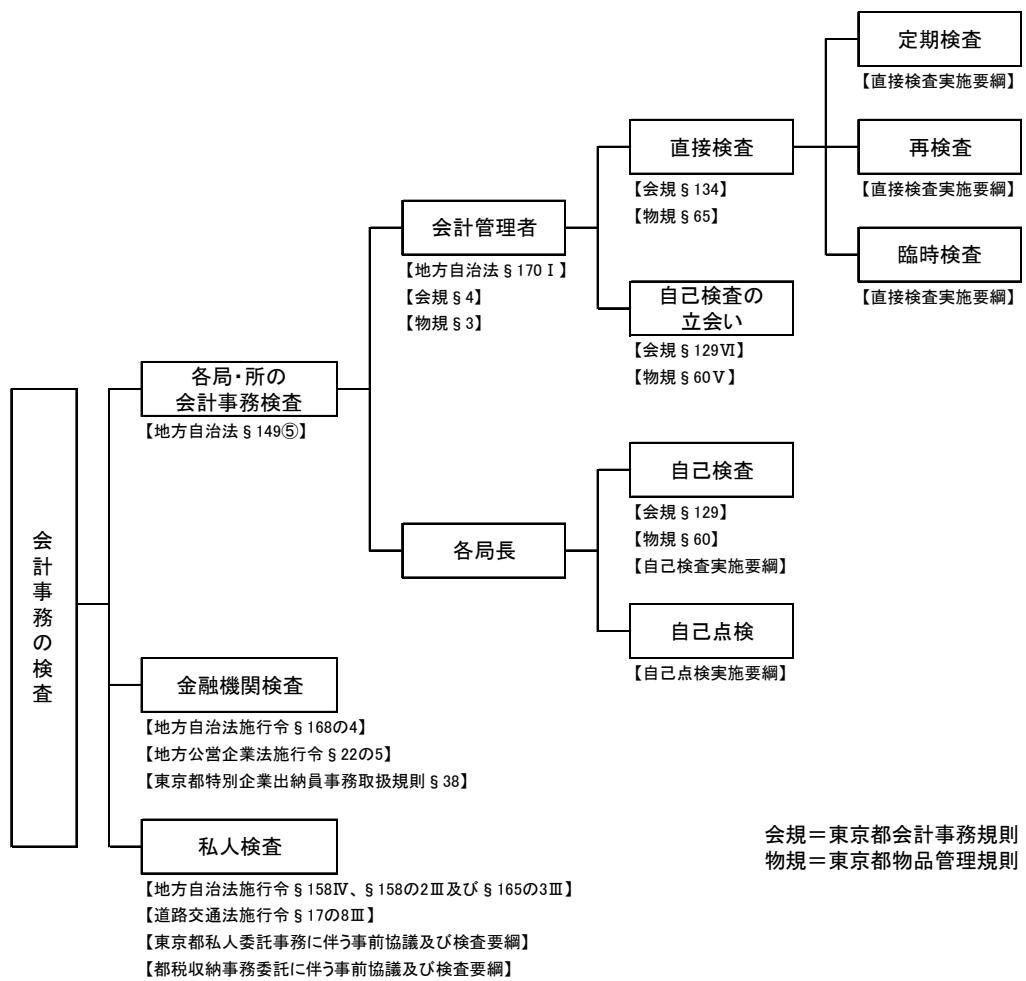
また、準公営企業に係る出納取扱金融機関等に対しても、地方公営企業法第34条の2に基づく知事の権限として同様の検査を実施している（地方公営企業法施行令第22条の5第1項）。

(4) 私人に委託した歳入等の徴収又は収納事務及び支出事務の検査

会計管理者は、私人に委託した歳入等の徴収又は収納及び支出事務について、適正な都の公金取扱事務を確保するため、受託者に対し検査を実施している（地方自治法施行令第158条第4項、第165条の3第3項、道路交通法施行令第17条の8第3項及び東京都私人委託事務に伴う事前協議及び検査要綱）。

さらに、都税の収納についても、コンビニエンスストア等に対し、同様の検査を実施している（地方自治法施行令第158条の2第3項及び都税収納事務委託に伴う事前協議及び検査要綱）。

<会計事務の検査の体系>



5 財務会計システムの管理運用

会計企画課

財務会計システムは、予算の執行、決算等に係る内部管理事務について適正かつ迅速な事務執行を支援する、大規模な全庁的基幹システムである。

単式簿記・現金主義会計と、複式簿記・発生主義会計の処理を同時に行うことのできるシステムとしては、わが国の行政では初めてのものである。

本システムに登録された一般会計・特別会計の支出情報は、ホームページ上に公開している。

(1) 財務会計システムの沿革

財務会計システムは、昭和 58 年 12 月の「活力ある都政をすすめる懇談会」の中間報告（全庁的な出納事務及び予算事務の電算化促進）を受け、昭和 60 年度に総務局に発足したプロジェクトチームによって開発が始まった。

開発は、平成 3 年 7 月に予算計数サブシステム（平成 17 年度から財務局の新システムへ移管）、平成 4 年 4 月に各執行系サブシステム、同年 10 月に物品管理サブシステムが本稼働したことにより完了し、平成 5 年 4 月よりシステム管理運営が当局に移管された。

都では、情報通信技術の急速な進歩等に対応するため、平成 13 年 3 月に「電子都庁推進計画」を策定した。これを受け、10 年が経過した財務会計システムの機能改善や経費削減等に向け、①従来の大型汎用機及び専用端末による処理方式から小型サーバ及び共用端末への変更による運用経費の削減、②機能の統合及び簡素化、③複式簿記・発生主義会計の処理の追加、を目的に約 2 年かけて再構築を行い、平成 18 年 3 月から現行のシステムが稼働している。

安定性及び信頼性の高いシステム運用を継続するため、現在、令和 6 年 7 月の稼働に向けて、大規模な改修を進めている。

(2) 財務会計システムの概要

ア 対象局、対象会計等

公営企業局を除く各局。一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金

イ サーバ

都庁外のデータセンターに専用サーバを設置

ウ 端末

各局・所のT A I M S 端末等を使用

エ サブシステムの構成

財務会計システムのサブシステム構成は下表のとおり。

＜サブシステムの構成一覧表＞

No.	サブシステム名	システムで行う事務の内容
1	執行系システム	予算執行管理システム 予算の配当・配付・執行委任・流用等
2		歳入管理システム 調定、収納、消込み、収入日計等
3		歳出管理システム 支出負担行為、支出命令、支払、精算等
4		歳入歳出外現金管理システム 歳入歳出外現金の受入れ・払出し
5		資金管理システム 資金管理に必要な情報提供
6		決算管理システム 科目別決算、事業別決算、普通会計決算
7		複式処理システム 財務諸表の出力処理、複式仕訳処理、 複式情報の修正・登録等
8		債権者債務者管理システム 債権者、債務者情報の管理
9	物品管理システム	備品の受入れ・払出し、所属換え等

(3) 財務会計システムの管理運用

財務会計システムにおいては、以下の管理運用業務を行っている。

- ・システム運用及びスケジュール調整
- ・システム操作及び業務処理に関する問い合わせ対応・指導
- ・システム仕様の改善、制度・組織等の改正に伴うシステム保守
- ・システム資源、稼働状況の監視及び最適化への対応
- ・システムの情報セキュリティ対策の実施

なお、上記の管理運用業務のうち、次の作業は業者に委託している。

- ・業務運用委託
業務アプリケーションにかかる運用及び保守管理等
- ・システム基盤運用委託
ハードウェア及びミドルウェア等の保守管理及び運用等

(4) 公金支出情報の公開

情報公開の取組の一環として、平成29年9月から都の全庁の公金支出情報の公開を開始した。

具体的には、財務会計システムに登録された一般会計・特別会計の支出内容について、「支出部署」「支払日」「支出科目」「支払内容（件名）」「支払額」などの情報を都民が容易に閲覧できるよう東京都情報公開ポータルサイトの

中において、一件ごとに毎月一括して公開している。

なお、システムが異なる公営企業会計の支出情報については、各会計を所管する局が公開している。

6 新公会計制度に関する事務

会計企画課

「東京都会計基準」に基づく新公会計制度を運用し、作成した財務諸表を決算参考書として議会に提出している。また、新公会計制度に係る会計事務の企画・指導・検査を行うとともに、財務会計システムにおける複式処理サブシステムの安定運用の確保を行っている。

さらに、制度の活用促進へ向けた自治体間連携として、都内自治体に対する支援・助言や、都と同様の新公会計制度を導入した大阪府及び愛知県等と連携した全国自治体への情報発信等を行っている。

(1) 新公会計制度導入の目的

従来の官庁会計は、単年度の現金収支のみを記録する、いわゆる現金主義会計であるため、資産や負債等のストック情報や減価償却費等の当期に負担すべきコスト情報が明らかではなかった。

こうした官庁会計の問題点を克服するため、複式簿記・発生主義会計による新公会計制度を導入し、これにより新たにマネジメントへの活用やアカウンタビリティー（説明責任）の向上等を図ることとしている。

(2) 新公会計制度導入の経緯

平成14年5月、都は、都の公会計制度に複式簿記・発生主義を導入する旨を発表し、同年9月に、当時の出納長室（現在の会計管理局）及び財務局は、公認会計士3名と都の職員から成る「東京都の会計制度改革に関する検討委員会」を設置、具体的な検討を開始した。

その後、平成16年1月からの財務会計システムの再構築及び平成17年8月の「東京都会計基準」の策定・発表等を経て、平成18年4月より新公会計制度の運用を開始した。

平成18年度決算からは、従来の官庁会計決算に加え、複式簿記・発生主義会計による財務諸表を作成し、一般会計及びすべての特別会計についての財務諸表を公表している。

なお、総務省の要請により、都では、平成29年度決算から「統一的な基準」（※）による財務書類も作成し、公表している。

※ 平成 27 年 1 月、総務省は全国自治体に対し、総務省の定める「統一的な基準」に基づく財務書類作成を要請した。

総務省は、「統一的な基準」による地方公会計の整備の進展により、財政状況やストック情報が「見える化」され、固定資産台帳の整備により公共施設マネジメントが推進されるなど、地方公会計は、財務書類や固定資産台帳を作成するだけではなく、それをわかりやすく公表するとともに、資産管理や予算編成、行政評価等に活用されることを期待している。

(3) 都の新公会計制度の特徴

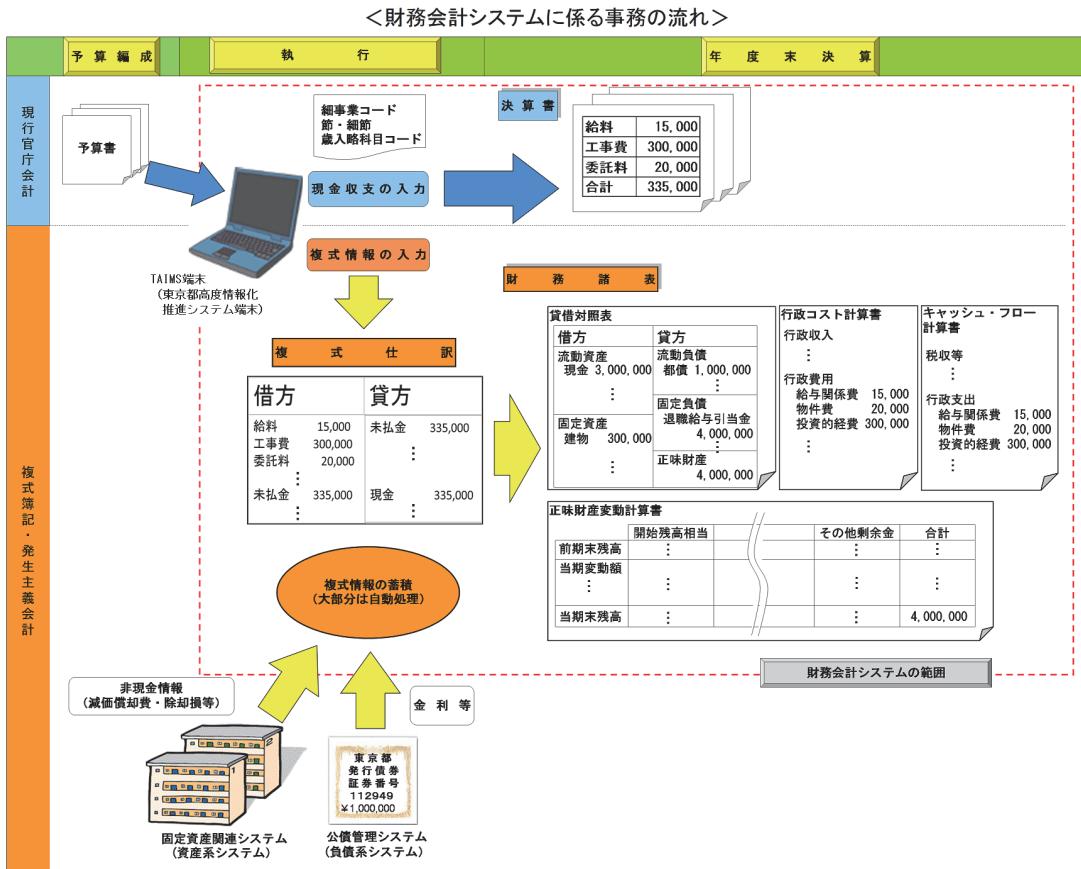
都における新公会計制度は、「東京都会計基準」に基づき、財務会計システムにより財務諸表を作成するものである。

ア 東京都会計基準

「東京都会計基準」は、公会計に複式簿記・発生主義会計を導入するための全国初の具体的な会計基準である。特色としては、①行政の特質を考慮したものであること、②財務諸表が住民にとって分かりやすいものであること、③個別の事業改善に活用できる財務諸表であること、④会計実務上、対応可能であること、が挙げられる。

イ 財務会計システム

財務会計システムは、官庁会計の処理に連動し、日々の会計処理の段階から複式簿記のデータを蓄積することで、迅速かつ正確に多様な財務諸表の作成を可能としている。特色としては、①予算科目から勘定科目への自動変換、②資産及び負債系のシステムとの連携、③事業別財務諸表の作成が可能であること、が挙げられる。



財務会計システムによる複式処理の特徴

① 予算科目から勘定科目への自動変換

- 現金収支の処理は従来の官庁会計と同じ
- 2~3項目の新たな複式情報の入力により自動的に勘定科目は変換

② 固定資産関連システム・公債管理システムと連携

- 複式情報を財務会計システムへ取り込み自動仕訳

③ 事業別財務諸表への展開

- 管理事業を設定することにより、施設ごとの事業別財務諸表を作成可能

(4) 財務諸表の作成と議会への提出

各局長は、会計別の財務諸表を、「東京都会計基準」の定めにより作成し、東京都会計事務規則第107条第3項により会計管理者に提出する。

また、会計管理者は、同規則第109条により、各会計別の財務諸表を作成し知事に提出する。

これらの財務諸表は、地方自治法上、議会による決算の認定対象とはならないが、決算参考書として知事が議会に提出している。

なお、各局は、決算特別委員会の各分科会に局全体及び会計別の財務諸表等を提出している。

＜財務諸表等の体系＞

貸借対照表（※）	財政状態を明らかにするため、会計年度末時点における都の資産、負債及び正味財産の残高を表示したもの
行政コスト計算書（※）	一会计期間における発生主義会計に基づく費用、収入及び当期収支差額を表示したもの
キャッシュ・フロー計算書（※）	一会计期間における現金収入と現金支出を区分ごとに表示したもの
正味財産変動計算書（※）	貸借対照表の正味財産の部の一会计期間における増減を、変動要因ごとに表示したもの
附属明細書	固定資産の増減を示す「有形固定資産及び無形固定資産の明細」及び一会计期間における引当金の増減を示す「引当金の明細」

注 財務諸表には、重要な会計方針や後発事象等、財務諸表作成のための会計処理の考え方等を注記として記載する。

※ 「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」、「正味財産変動計算書」については、用語解説（P85）参照

(5) 新公会計制度に係る企画・指導・検査

ア 東京都会計基準委員会

「東京都会計基準」について、民間等の会計基準の動向を踏まえつつ継続的な見直しを行うほか、財務諸表の分析手法・活用方策に係る検討を行うため、平成18年4月より「東京都会計基準委員会」を設置している。（平成30年度より公認会計士3名で構成）

イ 新公会計制度に係る指導・検査

各局から寄せられる新公会計制度の会計事務に関する照会・相談等及び決算業務に関する問合せに対し、指導・回答を行っている。

あわせて、T A I M S を活用し、決算業務や財務会計システム上の処理についての運用マニュアル、質疑応答集、関連する通知文書等を掲載

して情報提供を行っている。

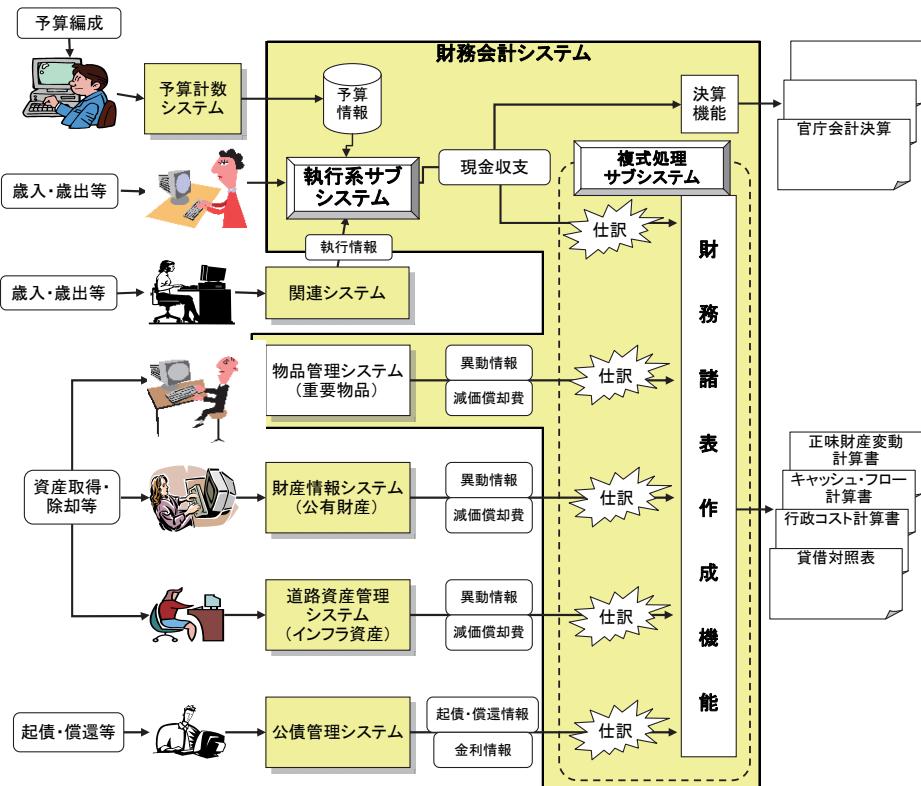
また、各局に対する研修等を通じて、複式簿記の基礎的な知識や都の新公会計制度の庁内周知を図るとともに、各局の部・所に対する複式直接検査を実施し、仕訳の確認、業務指導やシステムの操作指導等を行っている。

平成30年度より、財務諸表作成後、各局が行う監理団体等との連結財務諸表の作成及び総務省「統一的な基準」への組替に関する技術支援を行っている。

(6) 財務会計システムにおける複式処理サブシステムの安定運用

財務会計システムにおいて、複式仕訳を行うサブシステムの安定運用を確保するため、勘定科目等のデータテーブル更新やシステム運用面での改善策の実施、資産系システム・公債管理システム等との連携を円滑に行うための各局調整等を行っている。

<都の新公会計制度におけるシステムの全体像>



(7) 新公会計制度の活用促進へ向けた自治体間連携

都では、全国初の本格的な財務諸表を作成した実績を踏まえ、制度の特長を活かした活用へ向け、自治体間連携に取り組んでいる。

これまでに蓄積された知識や経験を活かし、ノウハウの提供や実務上の課題等に対応した助言を行うなど、都と同様の制度を導入した各自治体への運用支援を実施した。

一方、総務省が要請する「統一的な基準」を採用する自治体に対しては、都内自治体を中心とした「意見交換会」を開催し、各自治体の実情に応じた情報提供・助言を行った。

また、大阪府及び愛知県等、都と同様の新公会計制度導入の先行団体と設置している「新公会計制度普及促進連絡会議」の構成団体が連携し、東京動画（東京都公式動画チャンネル）において「公会計推進レポート2021」と題して、全国自治体関係者等に対し、財務諸表の活用へ向けた各自治体における取組等について情報発信した。

今年度も引き続き、各自治体の実情に応じた支援・助言を行うとともに、「連絡会議」等を通じた活用及び分析手法の情報共有・情報発信を進め、制度の活用促進を図っていく。

<新公会計制度普及促進連絡会議 活動実績>

年度	活動実績
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回連絡会議 (5団体: 東京都、大阪府、新潟県、愛知県、東京都町田市)
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回・第3回連絡会議 (7団体: 大阪市、東京都江戸川区が新規参加) ・セミナー開催 <東京ビッグサイト> 「経営ツールとしての新公会計制度～制度導入の実際と政策マネジメントへの活用～」 ・パンフレット「新公会計制度だからわかること・できること」作成
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回連絡会議 (8団体: 大阪府吹田市が新規参加) ・セミナー開催 <都内ホテル> 「新公会計制度でここが変わる～現場からの実例報告～」 ・セミナー開催 <大阪府庁> 「新公会計制度普及のための市町村向けセミナー」 ・パンフレット「自治体トップのための新公会計制度のすすめ」作成 ・パンフレット「新公会計制度導入ロードマップ」作成
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回連絡会議 (12団体: 福島県郡山市、東京都荒川区、福生市、八王子市が新規参加) ・シンポジウム開催 <町田市内ホテル> 「制度導入のノウハウと自治体マネジメントにおける活用」
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回連絡会議 (12団体) ・セミナー開催 <都内ホテル> 「新公会計時代の幕開け～自治体運営の羅針盤～」 ・「事業別財務諸表 指標分析ガイド」作成
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回連絡会議 (15団体: 東京都中央区、世田谷区、品川区が新規参加) ・シンポジウム開催 <江戸川区内ホール> 「財務諸表の有効活用が自治体経営を変える」
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回連絡会議 (17団体: 東京都渋谷区、板橋区が新規参加) ・シンポジウム開催 <荒川区内ホール> 「「分析」「活用」から始める自治体マネジメント」
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回連絡会議 (17団体) ・ミーティング開催 <品川区立総合区民会館 (きゅりあん) > 「つくる」から「活かす」へ、現場からの報告」
令和 元 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第10回連絡会議 (17団体) ・ミーティング開催 <世田谷区立砧区民会館 (成城ホール) > 「自治体マネジメントに活かす！財務書類「分析」「活用」の工夫」
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第11回連絡会議 (17団体) ・動画配信<東京動画 (東京都公式動画チャンネル)> 「公会計推進レポート2020」

令和3年度	<ul style="list-style-type: none">・第12回連絡会議（17団体）・動画配信＜東京動画（東京都公式動画チャンネル）＞ <p>「公会計推進レポート2021」</p>
-------	--

7 公金管理

公金管理課

会計管理局長の管理する公金については、安全性及び流動性を確保した上で効率的な公金管理を行うためのポリシーを策定している。このポリシーに基づき、預金については安全な金融機関を選択した上で定期性預金を基本とし、債券については安全性を確認した上で商品を選択するなど、公金の安全かつ効率的な保管・運用に努めている。

(1) 公金管理の基本的取組

会計管理局長の管理する公金について、金融情勢が不透明な状況においても、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な保管・運用を行うため、平成14年3月に、資金管理の通則、金融商品の選択、預金の取扱い等を定めた「東京都資金管理方針」を策定した。その後、策定から10年以上が経過し、都の公金を取り巻く国内外の金融環境の変化を受け、それまでの「東京都資金管理方針」を一部見直し、柔軟かつ効率的な運用を目的として、平成27年3月に「東京都公金管理ポリシー」として新たに策定した。

<公金管理の原則>

安全性の確保

元本の安全性の確保を最重要視し、資金元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により保管及び運用を行うとともに、預金については金融機関の経営の健全性に十分留意する。

流動性の確保

支払い等に支障をきたさないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備え、資金の流動性を常に確保する。

効率性の確保

安全性及び流動性を十分確保した上で、運用収益の最大化を図り、また、効率的な資金調達に努める。

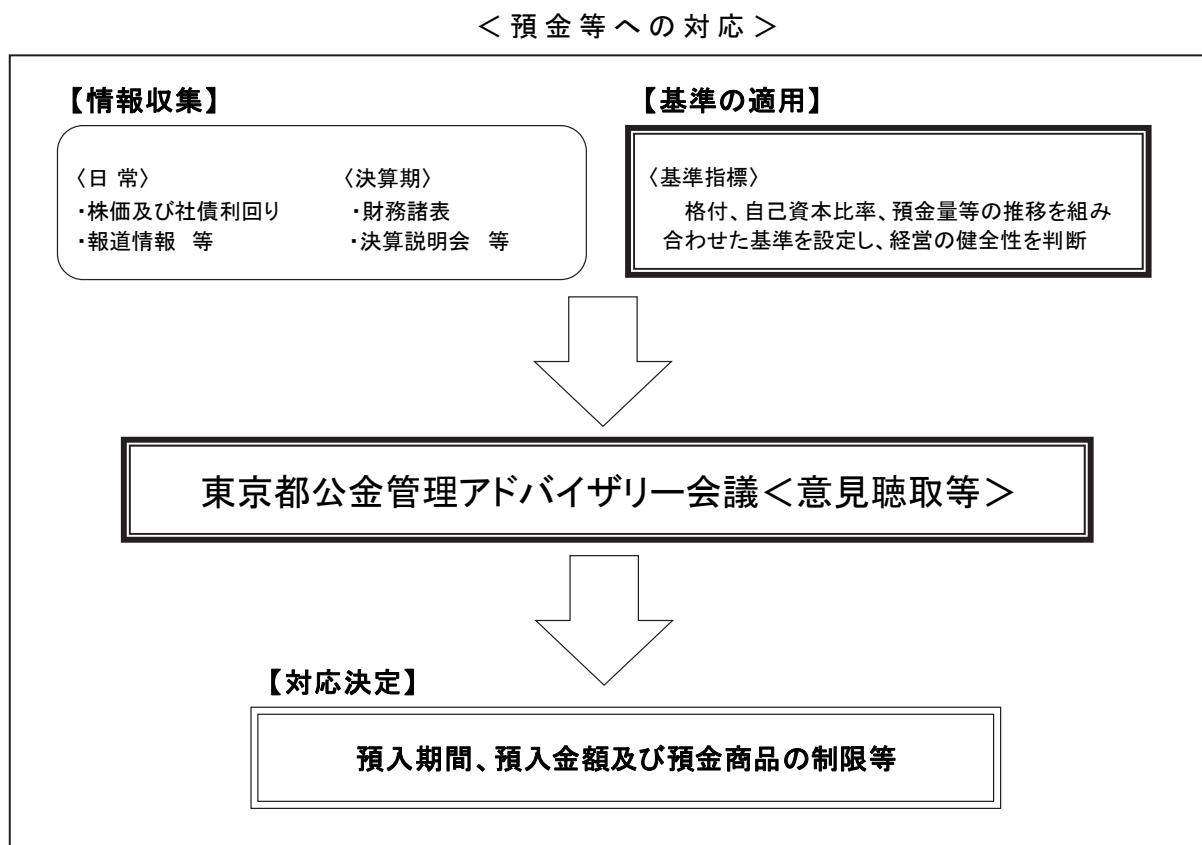
東京都公金管理ポリシー (H27.3策定)

会計管理局では、このポリシーに基づいて、毎年度「公金管理計画」を策定し、歳計現金等、基金及び準公営企業会計資金に係る公金の運用計画を定めている。

現在、本年4月に策定した「令和4年度公金管理計画」に基づき、公金の管理に取り組んでいる。この計画においては、今後の社会経済動向や金融情勢の先行きに特段の注意を払いつつ、迅速かつ的確なリスク対応を行いながら、安全性を最重要視し、流動性を十分に確保した上で、柔軟かつ効率的な保管・運用を目指すこととしている。

(2) 金融機関等の調査・分析

公金管理においては、安全性の確保が最も重要であり、預金先金融機関等の経営の健全性に十分留意する必要がある。そのため、日常的、定期的な情報収集活動を通じて得られる情報の中から経営指標を選定し、金融機関等の経営状況を把握している。その上で、経営指標の組合せにより設定した基準に基づき、預金等についての対応を決定、実行している。



(3) 東京都公金管理アドバイザリー会議

公金管理について、金融分野の専門家等の経験と識見を活用して、金融政策の動向や金融市场の変化を踏まえた適正なリスク管理を行うなど、金融情勢等に応じた的確な判断・対応を行うため、「東京都公金管理アドバイザリー会議」を設置している。

委員は、学識経験その他、公金管理に関する専門的知識を有する者等で構成し、任期2年以内として、会計管理局長が委嘱している。

(4) 「令和4年度公金管理計画」に基づく公金の保管・運用

ア 計画策定に当たっての考え方

令和4年度は、国内経済は景気持ち直しの動きに不透明感が増しており、国内金利についても、金融緩和政策の継続に伴い、引き続き低い水準での推移が見込まれていることから、預金先金融機関においては新たな預金の受け入れを回避する傾向が継続し、公金の運用にとって厳しい状況が続くものと考えられる。

また、我が国における経済のリスク要因として、新型コロナウイルス感染拡大による影響や、供給面での制約、原材料価格の動向などに加え、ウクライナ情勢等に起因する金融資本市場の変動等の影響が挙げられる中、これらが金融機関等の経営に与える影響については、しっかりと注視していく必要がある。

さらに、都はSDGs達成に向けた推進姿勢を明確にし、持続可能な社会の実現に取り組んでいるところだが、公金管理では、金融機関等の存続に関わるものとして捉えられつつあるESGの視点について、特にリスク管理の要素として、その重要性が高まってきていると認識している。

このような環境認識のもと、今年度の計画策定に当たっては、今後の社会経済動向や金融情勢の先行きに特段の注意を払いつつ、迅速かつ的確なリスク対応を行いながら、「東京都公金管理ポリシー」に基づき、安全性を最重要視し、流動性を十分に確保した上で、柔軟かつ効率的な保管・運用を目指していく。

イ 公金の年間平均残高見込み

令和4年度の平均残高は、歳計現金等・基金・準公営企業会計資金の合計で、約4兆8,400億円（前年度の実績額から約9,928億円減）と見込んでいる。

＜年間平均残高見込み＞

区分	歳計現金等	基金	準公営企業会計資金	合計
令和3年度実績	1兆1,866億円	3兆7,480億円	8,982億円	5兆8,328億円
令和4年度見込み	8,000億円	3兆1,400億円	9,000億円	4兆8,400億円

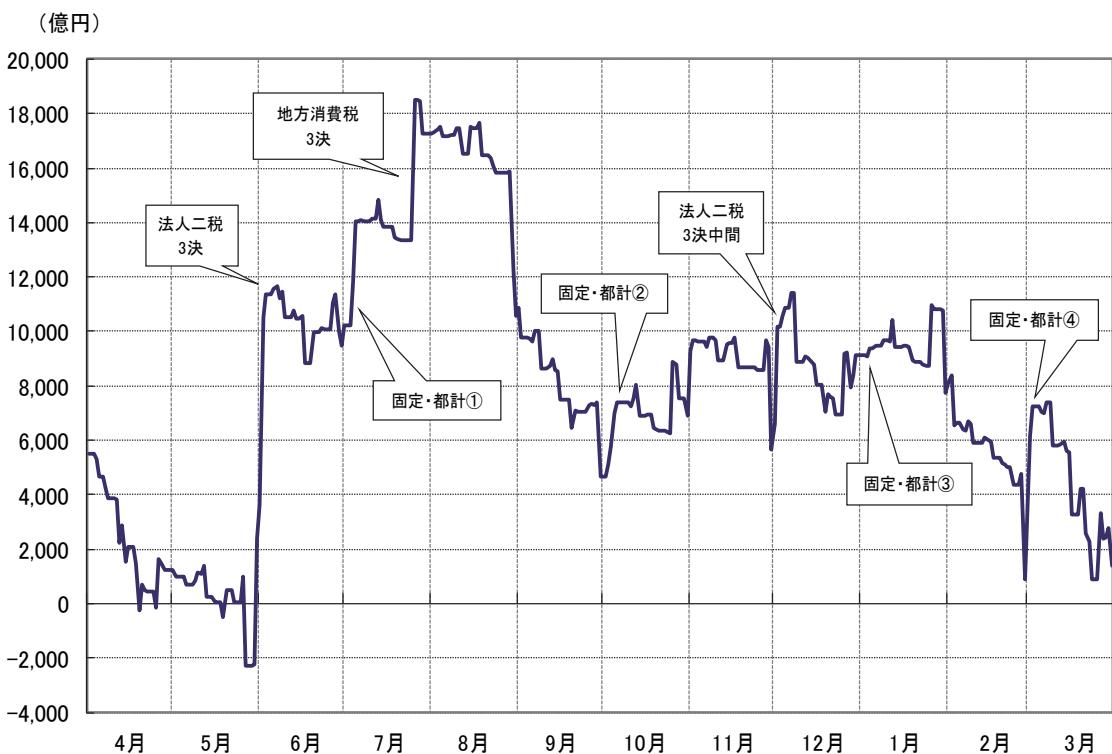
ウ 歳計現金等

(ア) 収支見通しと令和4年度の残高見込み

例年、年度当初には都税収入がほとんどなく、5月末にかけて資金不足となる可能性があることから、基金からの繰替運用により資金手当を行っている。6月に入ると、法人二税の収入により残高は大幅に増加し、以降は法人二税及び固定資産税・都市計画税等の収入等により、年度末まで残高はプラスで推移する見通しである。

令和4年度における歳計現金等の平均残高は、企業収益の持ち直しにより法人二税収入は堅調に推移する見通しではあるものの、都債の発行額を抑制する影響などにより、令和3年度の実績額約1兆1,900億円から3,900億円減の約8,000億円となる見込みである。

<令和4年度歳計現金等保管見込表>



注 「法人二税3決」は3月決算法人の法人二税、「固定・都計①」は固定資産税・都市計画税の第1期分、「地方消費税3決」は3月決算法人の地方消費税を指す。

(イ) 運用方法及び想定資金配分

歳計現金等は、地方自治法第235条の4の規定により、最も確実かつ有利な方法で保管しなければならないとされており、支払に支障をきたさないよう細心の注意を払った上で、効率性についてもできる限り確保していく。

歳計現金等は原則1年以内で保管するものであり、預金での保管を基本とする。令和4年度は、日々の支払に備えるための支払準備金として約400億円を流動性預金で保管し、これを上回る運用可能資金については、効率性を確保するため、できる限り長い期間、安全性が確認できる金融機関に定期性預金を基本として保管する。

令和4年度に想定する資金配分は、以下のとおりである。

<歳計現金等 想定資金配分>

(令和4年度平均残高見込み)

(単位：億円)

区分	預金	
	金額	割合
支払準備金	400	5%
運用可能 資金	普通預金	600
	定期性預金	7,000
全體	8,000	100%

二 基金

地方自治法第241条第1項の規定に基づき、自治体は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。令和4年度の基金の種類と平均残高の見込みは下表のとおりである。

＜基金の種類と令和4年度平均残高の見込み＞

(単位：億円)

基 金 名	平均残高	基 金 名	平均残高
都市外交人材育成基金	43	ゼロエミッション東京推進基金	295
災害救助基金	94	介護保険財政安定化基金	36
東京都尖閣諸島寄附金による尖閣諸島活用基金	14	後期高齢者医療財政安定化基金	209
財政調整基金	4,618	安心こども基金	110
社会資本等整備基金	4,933	地域医療介護総合確保基金	486
東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金	1,001	福祉先進都市実現基金	1,412
防災街づくり基金	2,304	農業構造改革支援基金 ※	0
人に優しく快適な街づくり基金	115	おもてなし・観光基金	16
芸術文化振興基金	17	無電柱化推進基金	204
障害者スポーツ振興基金	20	スマート東京推進基金	244
鉄道新線建設等準備基金	830	減債基金	13,670
緑あふれる東京基金	280	心身障害者扶養年金基金	295
公害健康被害予防基金	8	国民健康保険財政安定化基金	171
花と緑の東京募金基金	1	計(27基金)	31,427

※ 農業構造改革支援基金の平均残高見込みは約3百万円

(ア) 基金残高の見通し

令和4年度は、防災まちづくり、社会資本等の整備、福祉先進都市の実現などに向け、「3つのシティ実現に向けた基金」を取り崩して活用することなどにより、平均残高は前年度の実績額約3兆7,500億円から減少し、約3兆1,400億円となる見込みである。

(イ) 運用方法及び想定ポートフォリオ

運用に当たっては、各基金の設置目的を踏まえ、それぞれの積立及び取崩の計画等に適切に対応できるよう、金融商品及び運用期間を設定する。

金融商品別のポートフォリオについては、適切な分散運用を基本とし、金融環境の変化に応じて柔軟に運用する。

また、金利変動の影響を平準化し、不測の資金需要に備えられるラダー型運用（※）と、可能な限り長期間運用することにより比較的高い利回りが期待できる一括運用を組み合わせ、安定的かつ効率的な資金配分を実施する。令和4年度に想定するポートフォリオは以下のとおりである。

<基金における金融商品別ポートフォリオ>

区分	預金	債券
令和4年度想定	70%	30%

<基金における預金の内訳（金融機関種別ポートフォリオ）>

区分	都市銀行	信託銀行	地方銀行	外国銀行
令和4年度想定	50%	25%	5%	20%

注　預金先は入札により決定するため、あくまで想定割合

<基金における債券の内訳（債券種別ポートフォリオ）>

区分	国債	地方債	政府保証債	財投機関債等	金融債	外債
令和4年度想定	6%	40%	1%	37%	15%	1%

注　債券購入は市場動向によって決定するため、あくまで想定割合。

注　「財投機関債等」は、財投機関債の他、政府関係機関が発行する債券を含む。

※「ラダー型運用」については、用語解説（P85）参照

オ 準公営企業会計資金

(ア) 平均残高の見通し

準公営企業とは、地方公営企業法のうち、財務規定等が適用される、地方公共団体が経営する企業である。都では、「東京都地方公営企業の設置等に関する条例」において、地方公営企業法の規定の一部が適用される事業として、臨海地域開発事業、港湾事業、市場事業及び都市再開発事業の4事業を設置している（病院事業は令和4年6月末廃止）。

令和4年度の準公営企業会計資金（病院事業を含む5事業の各会計）の平均残高は、合計で9,000億円程度となる見込みである。

<令和4年度準公営企業会計資金平均残高（見込み）>

（単位：億円）

会 計 名	平均残高
病 院 会 計 ※	200
臨 海 地 域 開 発 事 業 会 計	2,300
港 湾 事 業 会 計	300
中 央 卸 売 市 場 会 計	5,800
都 市 再 開 発 事 業 会 計	400
合 計 (5会計)	9,000

※ 令和4年6月末をもって廃止

(イ) 運用方法及び想定資金配分

準公営企業会計の資金は、所管局の依頼に基づき、日々の支払に備える支払準備金は普通預金で保管し、これを上回る運用可能資金については、定期性預金等による運用を基本に、できる限り長い期間運用する。

令和4年度に想定する資金配分は、以下のとおりである。

<準公営企業会計 想定資金配分>

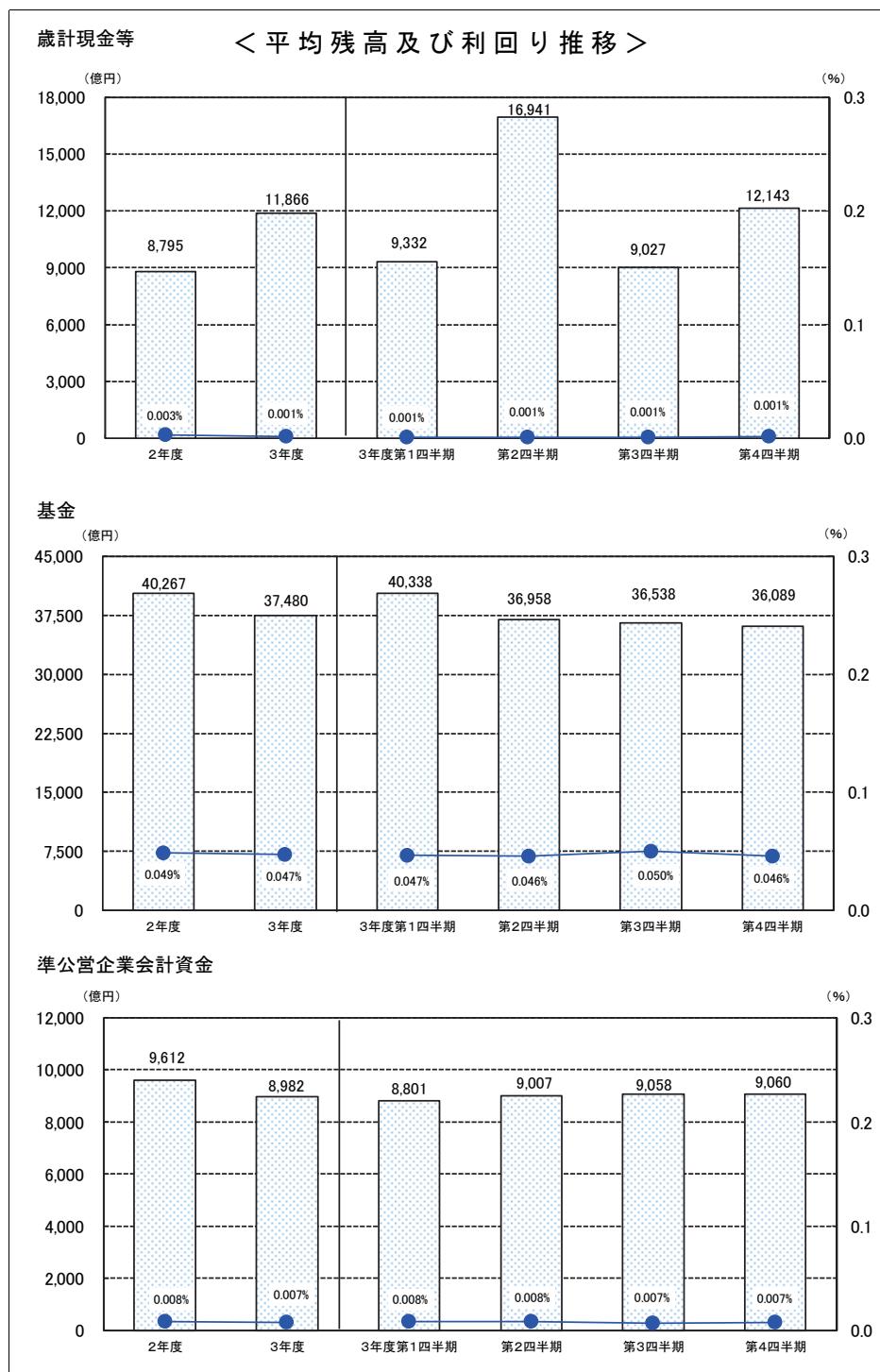
（単位：億円）

区 分	平均残高	割合
支 払 準 備 金	900	10%
運 用 可 能 預 金（定期性預金）	8,100	90%
全 体	9,000	100%

(5) 公金管理実績

公金の保管・運用の実績について、年度及び四半期ごとに公表している。

令和3年度の年間の運用利回りは、歳計現金等、基金、準公営企業会計資金の全てについて低下した。



(令和3年度公金管理実績：資料編第3表 P82 参照)

8 指定金融機関等に関する事務

公金管理課

普通地方公共団体の会計事務は、地方自治法第170条の規定により、会計管理者がつかさどることになっているが、その事務全てを行うことは事実上困難である。そこで現金の取扱いに熟達している金融機関にその事務の一部を行わせるため設けられているのが指定金融機関である。

このほかに、収納事務の一部を取り扱う収納代理金融機関がある。

会計管理局では、指定金融機関及び収納代理金融機関を指定する事務を行っている。

(1) 指定金融機関等の機能と役割

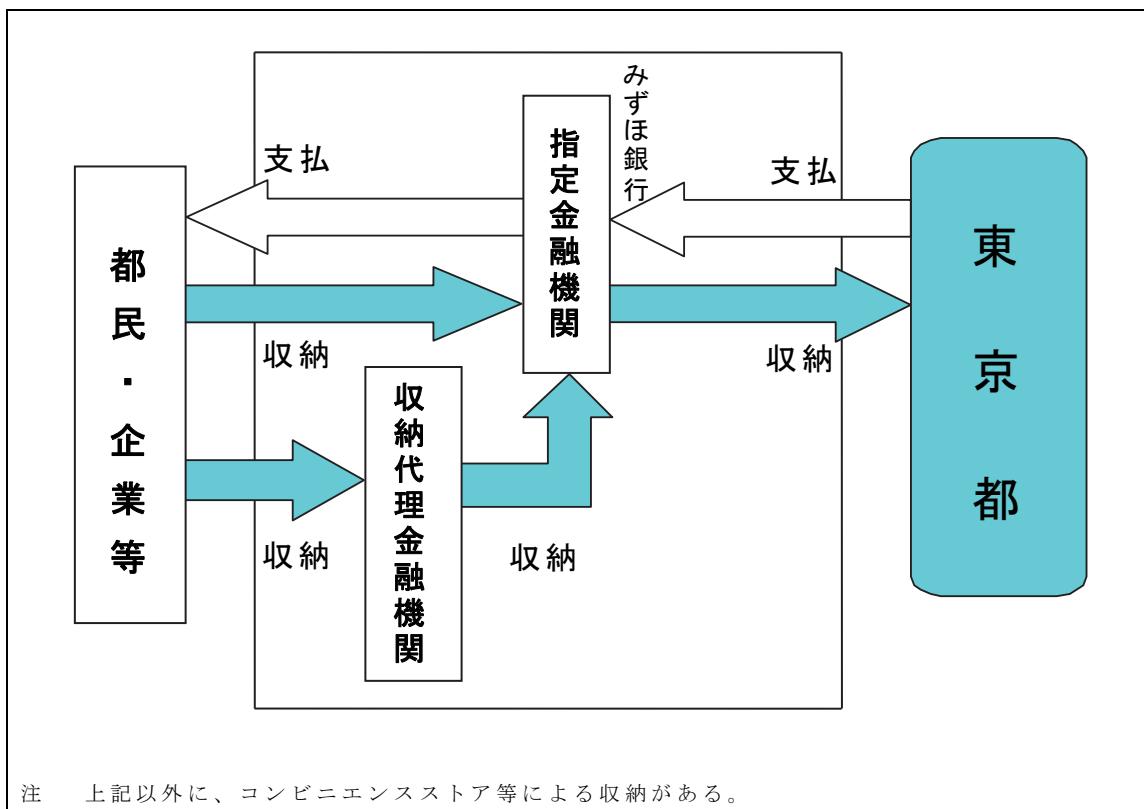
出納事務の効率的運営と安全を図る見地から、現金の出納事務に最も熟達している金融機関にその事務を取り扱わせることとするのが指定金融機関制度である。

このため、都道府県における公金の収納及び支払事務については、地方自治法第235条第1項の規定に基づき、金融機関を指定して取り扱わせなければならないとされており、この都道府県において指定した金融機関を指定金融機関という。また、このほかに収納事務の一部を取り扱う収納代理金融機関がある。

指定金融機関は、法令及び知事の定める諸規程に従って、公金の収納及び支払の事務並びに預金を取り扱い、また、収納代理金融機関において取り扱う公金の収納事務を総括するとともに、当該自治体に責任を負うことが義務づけられている。

都における公金の収納事務は、都民や企業から都税や各種使用料・手数料等を収納するため、指定金融機関のほか、普通銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合等163法人（令和4年8月1日現在）に及ぶ金融機関が取り扱っている。一方、公金の支払事務は、都の事業執行等に伴う債権者等に対し、指定金融機関を通じて支払われている。

<公金の流れと金融機関との関係>



注 上記以外に、コンビニエンスストア等による収納がある。

(令和3年度公金収納実績：資料編第4表 P83 参照)

(2) 指定金融機関等の指定状況

ア 指定金融機関

現在、都では「株式会社みずほ銀行」を指定している。

経緯

- 昭和39年4月

地方自治法改正により、指定金融機関制度が創設。

「株式会社富士銀行」が都の指定金融機関となる。

- 平成14年4月

「株式会社富士銀行」「株式会社第一勧業銀行」「株式会社日本興業銀行」の三行が、吸収分割及び合併により「株式会社みずほ銀行」と「株式会社みずほコーポレート銀行」の二行に統合及び再編された。この際、地方自治法施行令の規定により、指定金融機関業務の継承行である「株式会社みずほ銀行」を指定金融機関に指定した。

・平成 25 年 7 月

「株式会社みずほコーポレート銀行」を存続行、「株式会社みずほ銀行」を消滅行とする吸収合併が行われた。また、同日付で「株式会社みずほコーポレート銀行」から「株式会社みずほ銀行」への商号変更が行われた。この際、指定金融機関としての権利・義務を「株式会社みずほ銀行」が承継し、現在に至る。

イ 収納代理金融機関

収納代理金融機関は、地方自治法施行令第 168 条第 4 項の規定に基づき指定している。その指定は、「東京都指定金融機関等の指定及び検査要綱」に定める基準を充足する金融機関の中から、経歴、信用等を調査した上で行っている。

なお、日本郵政公社については、東京郵政局との協定及び郵便振替法に基づき収納事務を取り扱わせていた。しかし、平成 19 年 10 月 1 日、同公社の民営化により株式会社ゆうちょ銀行が発足するとともに同法が廃止されたことから、他の金融機関と同様の条件で、新たに株式会社ゆうちょ銀行を収納代理金融機関として指定した。

＜指定金融機関等の指定状況＞

(令和 4 年 8 月 1 日現在)

	法人数
指定金融機関	1
収納代理金融機関	163
内	
普通銀行	93
信託銀行	4
信用金庫	31
信用組合	19
農業協同組合	15
その他	1
合 計	164

注 表中の「その他」とは、中央労働金庫をいう。

9 用品に関する事務

総務課

都では、各局・所において共通的に使用する物品で比較的需要量が多いものの中から知事が指定した物品を「用品」として取り扱っている。

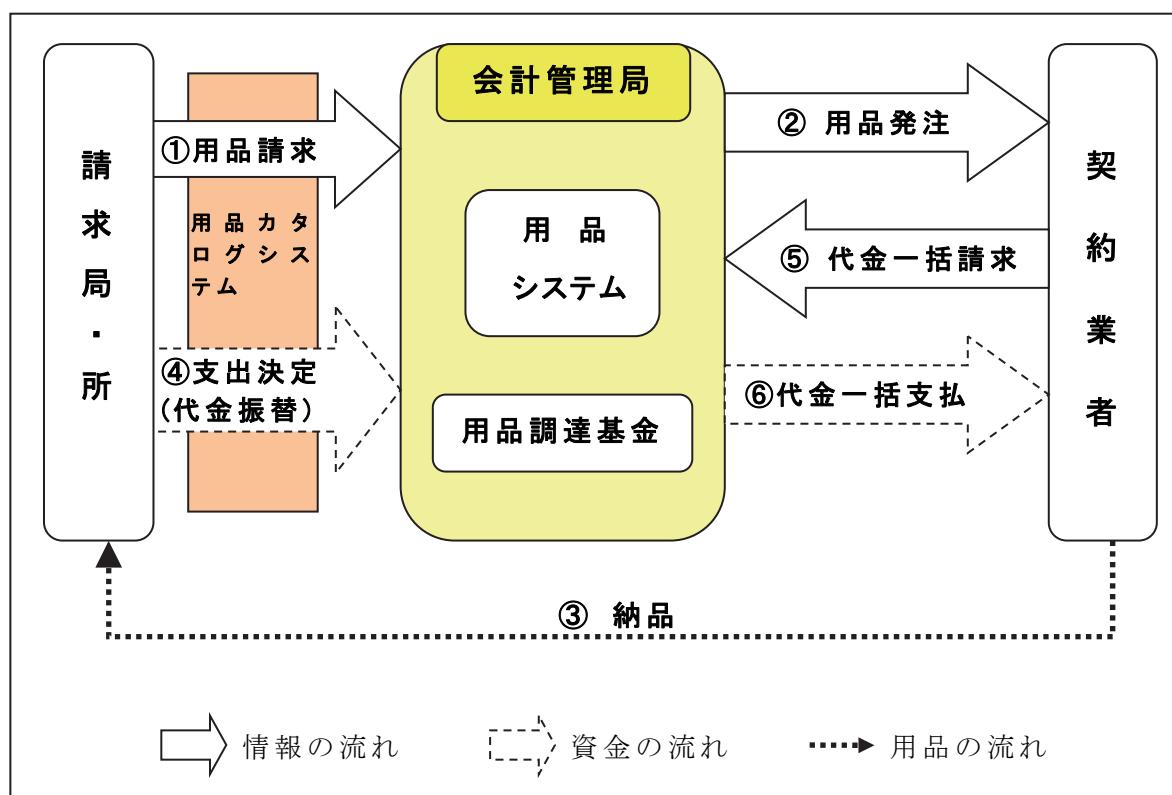
この用品を集中的に大量一括購入し、各局・所の需要に応じて安価に、計画的、安定的かつ迅速に供給することを目的として設けた制度が用品制度である。

(1) 用品制度の効果・特色

ア 物品購入事務の軽減

会計管理局が用品の調達及び供給事務を一元的に行うことにより、各局・所では、用品カタログシステム上の操作のみで請求から代金の支払まで一連の事務を行うことができ、購入に係る契約事務や物品帳票の作成事務等が不要となっている。

<用品システムフロー図>



イ 物品購入経費の節減

用品は、集中的に大量一括購入しているため、量販店の価格より安価となり、各局・所の物品購入経費の節減に寄与している。

ウ 用品の迅速かつ的確な配送

用品の配送は計画的に行っており、文房具類は、受付日の翌日に配送するなど、各局・所の利便性向上を図っている。

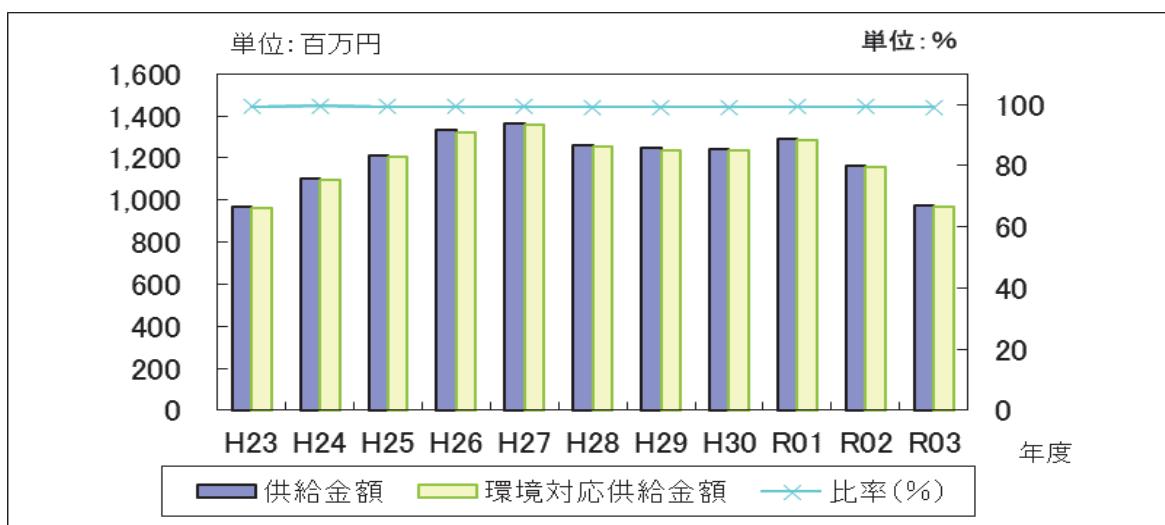
エ 品質・規格の標準化

原則として、用品に指定する物品をJ I S規格品又は同等品とすることにより、一定水準の品質を確保するとともに、都で使用する物品の品質・規格の標準化を図っている。

オ グリーン購入の推進

用品の指定は、環境への負荷を低減するため、東京都グリーン購入推進方針（※）及び東京都グリーン購入ガイド（※）に基づいて行っており、率先して環境に配慮した調達を実施している。

＜グリーン購入の供給額の推移＞



※ 「東京都グリーン購入推進方針」及び「東京都グリーン購入ガイド」は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第4条」に基づき、東京都環境局が策定したものである。

(2) 東京都用品調達基金

用品の購買、管理及び供給に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、東京都用品調達基金条例に基づき、平成6年4月に「東京都用品調達基金」を設置した。

この基金により購入した用品を各局・所に有償で供給し、各局・所から回収した当該代金を基金に繰り入れながら回転運用を行っている。

本基金の活用により、会計年度独立の原則等、予算の制約を受けることなく、用品供給が可能となっている。

(3) 用品指定品目及び品名

用品として指定しているものは、57品目 161品名であり、その内訳は、下表のとおりである。

<用品指定品目及び品名> (令和4年8月1日現在)

区分	品目数	品名数	品目のうち主なもの
印刷物	4	9	名刺カード、納入通知書・納付書
文房具	37	77	ファイル類、ボールペン
用紙	1	16	複写機用紙
雑品	4	8	トイレットペーパー、蛍光ランプ
什器	11	51	片袖机、回転椅子、書庫
合計	57	161	

(4) 供給対象の局・所数

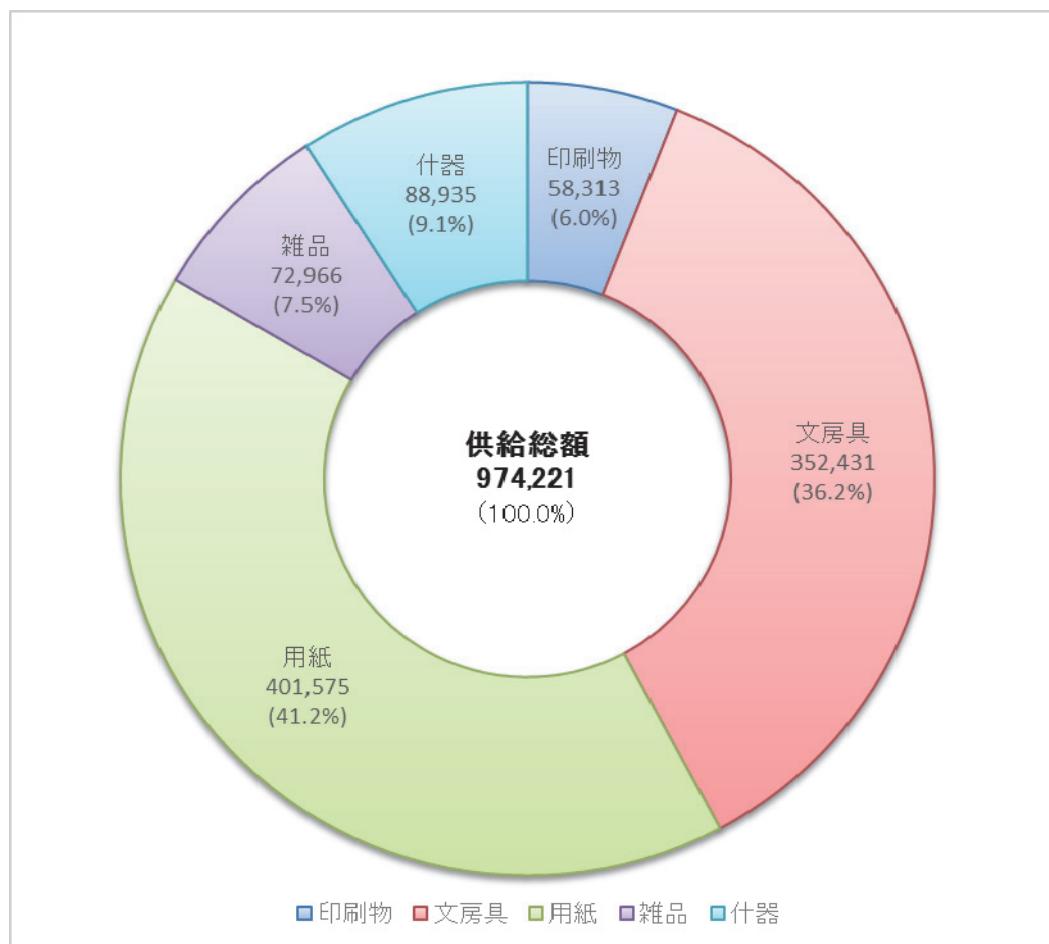
用品の供給対象の各局・所は、令和4年8月1日現在、請求事務を行う請求局・所数が542か所、配送を受ける配送局・所数が737か所である。

(5) 区分別供給額

令和3年度における用品の区別供給額は、下図のとおりである。

＜令和3年度用品区別供給額＞

(単位：千円)



注 計数については、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、
合計等と一致しない場合がある。

10 国費に関する会計事務

出納課

国費に関する会計事務は、国の会計事務のうち、会計法等の規定に基づき、知事の同意の上、都道府県が行うもので、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務である。会計管理者は、会計法及び国の債権の管理等に関する法律の規定に基づく知事の指定により、「歳入徴収官」、「官署支出官」として、国の歳入、歳出及び債権管理に関する事務を行っている。

(1) 歳入徴収官(歳入事務)

国の徴収すべき歳入について、徴収決定及び債務者に対する納入告知の事務、収納、督促等の事務を行う（会計法第4条の2及び第48条）。

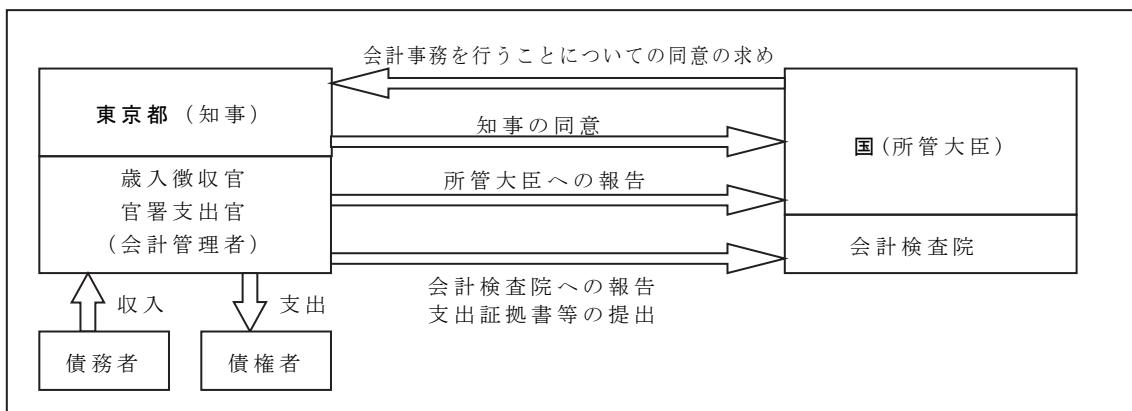
(2) 官署支出官(歳出事務)

国の支出の原因となる契約その他の支出負担行為の確認、国の支出すべき債務の調査確認及び支出の決定等の事務を行う（会計法第24条及び第48条）。

(3) 債権管理

歳入徴収官が所管する国の債権に関する登録、保全、取立て及び消滅等の事務を行う（国の債権の管理等に関する法律第5条）。

＜国費会計事務フロー図＞



1 1 準公営企業に関する会計事務

公金管理課・出納課

準公営企業会計とは、地方公営企業法第2条第3項の規定に基づき、地方公営企業法の一部（財務規定等）が適用される事業（準公営企業）に係る収支を経理する会計である。

都では、準公営企業として、臨海地域開発事業、港湾事業、市場事業及び都市再開発事業を設置している（東京都地方公営企業の設置等に関する条例第1条第1項第8号から第11号）。

会計管理局では準公営企業の業務に係る公金の出納及び保管の事務を行っている。

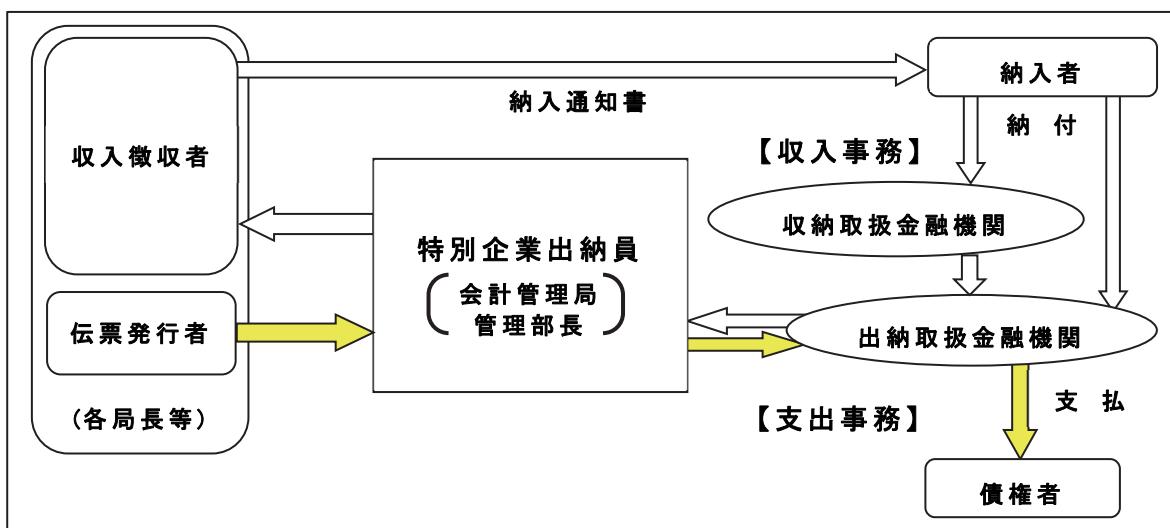
(1) 特別企業出納員の設置

準公営企業に係る公金の領収、支払及び保管に関する事務処理の統一性・的確性を期するため、会計管理局に特別企業出納員を置き、事務を処理している。特別企業出納員は、会計管理局管理部長をもって充てている。

(2) 出納取扱金融機関等の指定状況

地方公営企業法第27条の規定に基づき、準公営企業の業務に係る公金の出納又は収納の事務及び預金を取り扱わせるため、出納取扱金融機関として株式会社みずほ銀行を、収納取扱金融機関として株式会社三菱UFJ銀行ほか11金融機関を指定している。

＜準公営企業会計 収入・支出フロー図＞



第3章 資料編

1	会計管理局の分掌事務	59
2	出納機関別所管局・所一覧	68
3	所管条例・規則の概要及び改正等の状況	73
4	会計管理局の沿革	75
5	その他の資料等	80
6	用語解説	85

1 会計管理局の分掌事務（令和4年8月1日現在）

（1）管理部の分掌事務

総務課

- 1 局の予算、決算及び会計に関すること。
- 2 局の組織及び定数に関すること。
- 3 局所属職員の人事及び給与に関すること。
- 4 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 5 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。
- 6 局の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- 7 局事務事業の広報及び広聴に関すること。
- 8 局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。
- 9 局の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。
- 10 局事務事業の進行管理に関すること。
- 11 用品に関すること。
- 12 局内他の部及び課に属しないこと。

庶務担当

- 1 都議会との連絡に関する事（決算認定に係るものを除く。）。
- 2 局の災害対策に関する事。
- 3 監査委員との連絡に関する事（決算審査に係るものを除く。）。
- 4 秘書事務に関する事。
- 5 その他局内他の部、課又は課内他の担当に属しない事。

文書担当

- 1 局の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関する事。
- 2 局の文書の審査に関する事。
- 3 局の公文書の開示等に係る連絡調整等に関する事。
- 4 局の個人情報の保護に係る連絡調整等に関する事。
- 5 局の公印に関する事（局内他の部及び課に属するものを除く。）。
- 6 局の図書類及び印刷物の登録に関する事。

- 7 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。
- 8 局所管条例の立案請求及び局所管規則の立案に関すること（局内他の部及び課に属するものを除く。）。
- 9 局事務事業の広報及び広聴に関すること。

人 事 担 当

- 1 局の組織及び機構に関すること。
- 2 局所属職員の任免及び服務に関すること。
- 3 局所属職員の定数及び配属に関すること。
- 4 局所属職員の給与及び旅費に関すること。
- 5 局所属職員の研修及び勤務成績の評定に関すること。
- 6 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 7 局所属職員が結成し、又は加入する職員団体との連絡に関すること。
- 8 源泉徴収所得税及び住民税の払込に関すること。

経 理 担 当

- 1 局の予算、決算及び会計に関すること。
- 2 局事務事業の進行管理に関すること。
- 3 局の公有財産及び債権の管理に関すること。
- 4 局の契約に関すること。
- 5 局の物品管理に関すること。
- 6 局の庁舎及び施設の営繕に関すること。
- 7 局の内部統制に関すること。

用品運用担当

- 1 用品調達基金の管理及び運営に関すること。
- 2 用品制度の改善に関すること。
- 3 用品システムに関すること。
- 4 用品の調達及び供給に関すること。
- 5 その他用品に関すること。

公金管理課

- 1 歳計現金、歳入歳出外現金及び定額の資金を運用するための基金に属する現金及び有価証券の保管に関すること。
- 2 基金(定額の資金を運用するための基金を除く。)に属する現金及び有価証券の出納保管及び運用に関すること。
- 3 公金管理に係る総合的な情報の収集、調査及び分析に関すること。
- 4 一時借入金その他支払資金に関すること。
- 5 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること(他の課に属するものを除く。)。
- 6 東京都地方公営企業の設置等に関する条例(昭和41年東京都条例第147号)
第1条第1項第8号から第11号までに掲げる事業(以下「準公営企業」という。)に係る現金及び有価証券の保管及び運用に関すること(他の課に属するものを除く。)。

企画調査担当

- 1 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金の管理方針に関すること。
- 2 金融情勢、金融商品及び金融機関に係る調査、分析に関すること。
- 3 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金の保管・運用に係る分析に関すること。
- 4 ペイオフ等に係る金融機関の調査、分析に関すること。
- 5 公金の出納業務に係る制度のあり方に関すること。(他の課に属するものを除く。)。
- 6 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること
- 7 東京都公金管理アドバイザリー会議の運営に関すること。
- 8 公金管理に関する基本方針の策定に関すること。
- 9 その他課内他の担当に属しないこと。

運用管理担当

- 1 歳計現金、歳入歳出外現金及び定額の資金を運用するための基金に属する現金及び有価証券の保管に関すること。
- 2 基金（定額の資金を運用するための基金を除く。）に属する現金及び有価証券の出納保管及び運用に関すること。
- 3 一時借入金その他支払資金に関すること。
- 4 準公営企業に係る公金の保管及び運用に関すること。

会計企画課

- 1 局事務事業の企画及び調整に関すること。
- 2 会計制度の企画、立案、調査及び調整に関すること。
- 3 局事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。
- 4 局事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 5 会計事務及び物品管理事務の指導統括に関すること。
- 6 会計事務及び物品管理事務の検査に関すること。
- 7 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の検査に関すること。
- 8 歳入の徴収又は収納の事務及び支出の事務の受託者の検査に関すること。
- 9 重要な物品の記録管理に関すること。
- 10 決算の調製に関すること。
- 11 決算の附属書類及び参考資料等の調製に関すること。
- 12 財務会計システムの管理及び運用に関すること。

企画担当・会計制度担当・決算調整担当

- 1 局事務事業の企画及び調整に関すること。
- 2 会計制度の企画、立案、調査及び調整に関すること。
- 3 局事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。
- 4 局事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 5 東京都会計事務規則及び東京都物品管理規則の立案に関すること。
- 6 会計事務処理の改善に関すること。
- 7 決算の調製に関すること。

- 8 決算の附属書類及び参考資料等の調製に関すること。
- 9 決算審査、決算認定その他決算報告に関すること。
- 10 公有財産整理簿、債権整理簿及び基金整理簿に関すること。
- 11 その他決算に関すること。
- 12 その他課内他の担当に属しないこと。

新公会計制度担当

- 1 会計基準に関すること。
- 2 東京都会計基準委員会の運営に関すること。
- 3 複式簿記・発生主義会計の指導・検査に関すること。
- 4 財務諸表の作成及び精度向上に関すること。
- 5 財務会計システムに係る複式簿記・発生主義会計に関すること。
- 6 新公会計制度の活用促進に関すること。

指導担当

- 1 会計事務及び物品管理事務の指導統括に関すること。
- 2 会計事務及び物品管理事務の研修に関すること。
- 3 現金、有価証券、小切手帳及び物品の亡失損傷に関すること。
- 4 備品・消耗品区分表、品名情報等の管理に関すること。
- 5 重要物品の記録管理に関すること。
- 6 物品の所属換えのあっせん等有効活用の促進に関すること。
- 7 会計事務及び物品管理事務の内部統制に関すること。

検査担当

- 1 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の検査に関すること。
- 2 会計事務及び物品管理事務の自己検査に関すること。
- 3 会計事務及び物品管理事務の直接検査に関すること。
- 4 歳入の徴収又は収納の事務及び支出の事務の受託者の検査に関すること。
- 5 その他検査に関すること。

財務会計システム担当

- 1 運用管理要綱等に関すること。
- 2 仕様改善の総括に関すること。
- 3 ドキュメント管理に関すること。
- 4 財務会計システムに係る関連システムに関すること。
- 5 マニュアル作成及び改定に関すること。
- 6 財務会計システムによる会計事務の指導及び連絡調整に関するこ
(複式処理に係る部分を除く。)。
- 7 システムの運用調整に関すること。
- 8 ネットワーク等管理に関すること。
- 9 障害時対応に関すること。
- 10 財務会計システムに係るコード管理に関すること。
- 11 令和6年度システム更新対応に関すること。
- 12 その他財務会計システムに関すること。

出 納 課

- 1 収入支出命令の審査に関すること。
- 2 都公金の出納に関すること(他の課に属するものを除く。)。
- 3 送付現金及び保管有価証券の出納保管に関すること。
- 4 国の歳入徴収に関すること。
- 5 国の支出負担行為の確認に関すること。
- 6 国費の支払に関すること。
- 7 国の保管金の出納に関すること。
- 8 国の債権の管理に関すること。
- 9 国庫補助金等の受入れの促進に関すること。
- 10 準公営企業に係る公金の出納に関すること(他の課に属するものを除く。)。
- 11 その他国及び準公営企業の会計に関すること。

出 納 担 当

- 1 小切手及び金銭出納関係専用公印の管理に関すること。
- 2 小切手支払の執行に関すること。

- 3 支払案内書及び支払通知書の発行その他現金支払に関すること。
- 4 払込支払通知書の発行その他払込による支払に関すること。
- 5 送金支払通知書の発行その他送金払に関すること。
- 6 口座振替支払通知書の発行その他口座振替の方法による支払に関すること。
- 7 口座情報払登録申請書の処理に関すること。
- 8 支払期日の管理及び設定に関すること。
- 9 支出命令書の登録に関すること。
- 10 支出命令書等入力帳票の仕分及び点検に関すること。
- 11 収支証拠書類及び決定文書その他の関係書類の返付に関すること。
- 12 給与取扱者の指定通知書に関すること。
- 13 公共料金一括支払及びシステムに関すること。
- 14 収入登録不能訂正並びに収入額更正の調査及び入力に関すること。
- 15 オンライン収入登録の入力に関すること。
- 16 収入事務に係る出力帳票の点検・保管に関すること。
- 17 納入済通知書の送付書との照合及び送付に関すること。
- 18 調定額通知書（歳出戻入）の登録の入力に関すること。
- 19 出納事務に係る各局等への対応に関すること。
- 20 特別企業出納員公印の管理に関すること。
- 21 準公営企業に係る公金の支払に関すること。
- 22 準公営企業に係る公金の収納確認に関すること。
- 23 強制執行並びに債権譲渡に係る債務の確認及び支払停止に関すること。
- 24 送付現金及び保管有価証券の出納保管に関すること。
- 25 その他課内他の担当に属しないこと。

国費担当

- 1 国費関係公印の管理に関すること。
- 2 国の支出負担行為の確認に関すること。
- 3 国費の支出決議に関すること。
- 4 会計検査院の検査に係る連絡調整に関すること。
- 5 国の歳入徴収に関すること。

- 6 国の債権管理に関すること。
- 7 国費の支払に関すること。
- 8 国費会計の計算証明及び決算に関すること。
- 9 国庫補助金等の受入れの促進及び管理に関すること。

審査担当

- 1 収入支出命令の審査に係る総括に関すること。
- 2 収入支出命令の審査に係る連絡調整に関すること。
- 3 政策企画局、子供政策連携室、デジタルサービス局、総務局、財務局、主税局、生活文化スポーツ局、都市整備局、住宅政策本部、環境局、福祉保健局、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、会計管理局、教育庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び議会局並びに電子情報処理組織により処理する給与等に係る次に掲げる事務
 - (1) 収入支出命令の審査に関すること。
 - (2) 前渡金及び概算払の精算に係る調査、確認及び登録に関すること。

(2) 警察・消防出納部の分掌事務

警察出納課

- 1 警視庁の歳入及び歳出並びに雑部金に関する収入及び支出並びに定額の資金を運用するための基金に関する支出の命令の審査及びその支出命令に基づく支払に関すること。
- 2 警視庁の現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- 3 前2号に掲げる事務に係る記録管理に関すること。
- 4 部内他の課に属しないこと。

出納担当

- 1 支出命令に基づく支払に関すること。
- 2 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- 3 前2号に掲げる事務に係る記録管理に関すること。

4 その他部内他の課、課内他の担当に属しないこと。

審査担当

1 収入支出命令の審査に関すること。

2 収入支出命令の審査に係る連絡調整に関すること。

消防出納課

1 東京消防庁の歳入及び歳出並びに雑部金に関する収入及び支出並びに定額の資金を運用するための基金に関する支出の命令の審査及びその支出命令に基づく支払に関すること。

2 東京消防庁の現金及び有価証券の出納保管に関すること。

3 前2号に掲げる事務に係る記録管理に関すること。

出納担当

1 支出命令に基づく支払に関すること。

2 現金及び有価証券の出納保管に関すること。

3 前2号に掲げる事務に係る記録管理に関すること。

4 その他課内他の担当に属しないこと。

審査担当

1 収入支出命令の審査に関すること。

2 収入支出命令の審査に係る連絡調整に関すること。

2 出納機関別所管局・所一覧

(令和4年8月1日現在)

(1) 管理部出納課

局名	特別出納員設置課及び所名	
政策企画局	総務部企画計理課 子供政策連携室子供政策連携推進部企画課	2
デジタルサービス局	総務部企画計理課	1
総務局	総務部企画計理課、人事部制度企画課 公文書館、大島支庁、三宅支庁、八丈支庁及び小笠原支庁	7
財務局	経理部総務課	1
主税局	総務部経理課、都税総合事務センター 千代田都税事務所、中央都税事務所、港都税事務所、新宿都税事務所、 文京都都税事務所、台東都税事務所、墨田都税事務所、江東都税事務所、 品川都税事務所、目黒都税事務所、大田都税事務所、世田谷都税事務所、 渋谷都税事務所、中野都税事務所、杉並都税事務所、豊島都税事務所、 北都税事務所、荒川都税事務所、板橋都税事務所、練馬都税事務所、 足立都税事務所、葛飾都税事務所、江戸川都税事務所、八王子都税事務所及び 立川都税事務所	27
生活文化スポーツ局	総務部企画計理課 消費生活総合センター、計量検定所及び東京ウィメンズプラザ	4
都市整備局	総務部経理課 多摩建築指導事務所、第一市街地整備事務所、第二市街地整備事務所及び 多摩ニュータウン整備事務所	5
住宅政策本部	住宅企画部企画経理課 東部住宅建設事務所、西部住宅建設事務所	3
環境局	総務部経理課 多摩環境事務所及び廃棄物埋立管理事務所	3
福祉保健局	企画部計理課 西多摩福祉事務所、健康安全研究センター、児童相談センター、北児童相談所、 品川児童相談所、立川児童相談所、杉並児童相談所、江東児童相談所、 小平児童相談所、八王子児童相談所、足立児童相談所、多摩児童相談所、 西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、 多摩小平保健所、島しょ保健所、島しょ保健所大島出張所、 島しょ保健所三宅出張所、島しょ保健所八丈出張所、島しょ保健所小笠原出張所、 女性相談センター、北療育医療センター、北療育医療センター城南分園、 北療育医療センター城北分園、府中療育センター、市場衛生検査所、 芝浦食肉衛生検査所、動物愛護相談センター、誠明学園、萩山実務学校、 心身障害者福祉センター、監察医務院、広尾看護専門学校、荏原看護専門学校、 府中看護専門学校、北多摩看護専門学校、青梅看護専門学校、南多摩看護専門学校、 板橋看護専門学校、中部総合精神保健福祉センター、 多摩総合精神保健福祉センター及び精神保健福祉センター	45

局 名	特 別 出 納 員 設 置 課 及 び 所 名	
産業労働局	総務部計理課 労働相談情報センター、労働相談情報センターハ崎事務所、 労働相談情報センター池袋事務所、労働相談情報センターハ戸事務所、 労働相談情報センター国分寺事務所、労働相談情報センターハ王子事務所、 中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター高年齢者校、 城南職業能力開発センター大田校、中央・城北職業能力開発センター赤羽校、 中央・城北職業能力開発センター板橋校、城東職業能力開発センター江戸川校、 城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センター台東分校、 城東職業能力開発センター、多摩職業能力開発センターハ王子校、 多摩職業能力開発センター、多摩職業能力開発センターハ府中校、 障害者職業能力開発校、皮革技術センター、皮革技術センターハ支所、 島しょ農林水産総合センター、家畜保健衛生所、 農業振興事務所及び森林事務所	26
中央卸売市場	管理部財務課 食肉市場 (なお、豊洲市場、大田市場、豊島市場、淀橋市場、足立市場、板橋市場、 世田谷市場、北足立市場、多摩ニュータウン市場及び葛西市場には、現在、特別出納員を設置していない。)	2
建設局	総務部企画計理課 第一建設事務所、第二建設事務所、第三建設事務所、第四建設事務所、 第五建設事務所、第六建設事務所、西多摩建設事務所、南多摩東部建設事務所、 南多摩西部建設事務所、北多摩南部建設事務所、北多摩北部建設事務所、 土木技術支援・人材育成センター、東部公園緑地事務所、西部公園緑地事務所 及び江東治水事務所	16
港湾局	総務部企画計理課 東京港管理事務所、東京港建設事務所及び調布飛行場管理事務所	4
会計管理局	管理部総務課	1

局 名	特 別 出 納 員 設 置 課 及 び 所 名
教 育 庁	<p>総務部教育政策課</p> <p>中央図書館、多摩教育事務所、教育庁大島出張所、教育庁三宅出張所、 教育庁八丈出張所、教職員研修センター、教育相談センター、 東部学校経営支援センター、中部学校経営支援センター、 西部学校経営支援センター、白鷗高等学校附属中学校、 両国高等学校附属中学校、富士高等学校附属中学校、大泉高等学校附属中学校、 武蔵高等学校附属中学校、小石川中等教育学校、桜修館中等教育学校、 南多摩中等教育学校、立川国際中等教育学校、三鷹中等教育学校、 立川国際中等教育学校附属小学校</p> <p>一橋高等学校、日比谷高等学校、晴海総合高等学校、三田高等学校、 芝商業高等学校、六本木高等学校、新宿高等学校、新宿山吹高等学校、 戸山高等学校、総合芸術高等学校、竹早高等学校、向丘高等学校、 工芸高等学校、浅草高等学校、上野高等学校、忍岡高等学校、白鷗高等学校、 藏前工業高等学校、墨田川高等学校、日本橋高等学校、本所高等学校、 両国高等学校、橘高等学校、城東高等学校、東高等学校、深川高等学校、 科学技術高等学校、墨田工業高等学校、江東商業高等学校、第三商業高等学校、 大江戸高等学校、大崎高等学校、小山台高等学校、八潮高等学校、駒場高等学校、 目黒高等学校、国際高等学校、大森高等学校、蒲田高等学校、田園調布高等学校、 美原高等学校、雪谷高等学校、六郷工科高等学校、大田桜台高等学校、 つばさ総合高等学校、桜町高等学校、千歳丘高等学校、深沢高等学校、 松原高等学校、芦花高等学校、園芸高等学校、総合工科高等学校、 世田谷泉高等学校、世田谷総合高等学校、青山高等学校、広尾高等学校、 第一商業高等学校、鷺宮高等学校、富士高等学校、武蔵丘高等学校、 中野工業高等学校、稔ヶ丘高等学校、荻窪高等学校、杉並高等学校、 豊多摩高等学校、西高等学校、農芸高等学校、杉並工業高等学校、 杉並総合高等学校、豊島高等学校、文京高等学校、千早高等学校、 飛鳥高等学校、王子総合高等学校、桐ヶ丘高等学校、竹台高等学校、 荒川工業高等学校、板橋高等学校、板橋有徳高等学校、大山高等学校、 北園高等学校、高島高等学校、北豊島工業高等学校、井草高等学校、 赤羽北桜高等学校、大泉高等学校、大泉桜高等学校、石神井高等学校、 田柄高等学校、練馬高等学校、光丘高等学校、練馬工業高等学校、 第四商業高等学校、青井高等学校、足立高等学校、足立新田高等学校、 足立西高等学校、足立東高等学校、江北高等学校、渕江高等学校、 足立工業高等学校、小台橋高等学校、葛飾野高等学校、南葛飾高等学校、 農産高等学校、本所工業高等学校、葛飾商業高等学校、葛飾総合高等学校、 江戸川高等学校、葛西南高等学校、小岩高等学校、小松川高等学校、 篠崎高等学校、紅葉川高等学校、葛西工業高等学校、片倉高等学校、 翔陽高等学校、八王子北高等学校、八王子拓真高等学校、八王子東高等学校、 富士森高等学校、松が谷高等学校、八王子桑志高等学校、砂川高等学校、 立川高等学校、武蔵高等学校、武蔵野北高等学校、多摩高等学校、 青梅総合高等学校、府中高等学校、府中西高等学校、府中東高等学校、 農業高等学校、府中工業高等学校、昭和高等学校、拝島高等学校、 神代高等学校、調布北高等学校、調布南高等学校、小川高等学校、成瀬高等学校、 野津田高等学校、町田高等学校、山崎高等学校、町田工業高等学校、 町田総合高等学校、小金井北高等学校、小金井工業高等学校、</p>

局名	特別出納員設置課及び所名	
(教育庁続き)	多摩科学技術高等学校、小平高等学校、小平西高等学校、小平南高等学校、日野高等学校、日野台高等学校、南平高等学校、東村山高等学校、東村山西高等学校、国分寺高等学校、国立高等学校、第五商業高等学校、福生高等学校、多摩工業高等学校、狛江高等学校、東大和高等学校、東大和南高等学校、清瀬高等学校、久留米西高等学校、東久留米総合高等学校、上水高等学校、武藏村山高等学校、永山高等学校、若葉総合高等学校、羽村高等学校、秋留台高等学校、五日市高等学校、田無高等学校、保谷高等学校、田無工業高等学校、瑞穂農芸高等学校、大島高等学校、大島海洋国際高等学校、新島高等学校、神津高等学校、三宅高等学校、八丈高等学校、小笠原高等学校、文京盲学校、八王子盲学校、葛飾盲学校、大塚ろう学校、立川学園、葛飾ろう学校、中央ろう学校、小平特別支援学校、北特別支援学校、城南特別支援学校、村山特別支援学校、八王子東特別支援学校、大泉特別支援学校、墨東特別支援学校、青鳥特別支援学校、王子特別支援学校、八王子特別支援学校、しいの木特別支援学校、七生特別支援学校、高島特別支援学校、矢口特別支援学校、羽村特別支援学校、調布特別支援学校、小金井特別支援学校、水元特別支援学校、墨田特別支援学校、江東特別支援学校、中野特別支援学校、足立特別支援学校、清瀬特別支援学校、葛飾特別支援学校、港特別支援学校、石神井特別支援学校、白鷺特別支援学校、板橋特別支援学校、田無特別支援学校、田園調布特別支援学校、南大沢学園、品川特別支援学校、練馬特別支援学校、青山特別支援学校、城東特別支援学校、臨海青海特別支援学校、八王子西特別支援学校、東久留米特別支援学校、久我山青光学園、町田の丘学園、多摩桜の丘学園、あきる野学園、永福学園、青峰学園、府中けやきの森学園、志村学園、鹿本学園、水元小百合学園、花畠学園、光明学園及び武蔵台学園	266
選挙管理委員会事務局	総務課	1
人事委員会事務局	任用公平部総務課	1
監査事務局	総務課	1
労働委員会事務局	総務課	1
収用委員会事務局	総務課	1
議会局	管理部経理課	1

出納機関数（本庁 24、所 395、本庁・所計 419）

(2) 警察・消防出納部警察出納課

局名	所名	
警視庁	麹町警察署、丸の内警察署、神田警察署、万世橋警察署、中央警察署、久松警察署、築地警察署、月島警察署、愛宕警察署、三田警察署、高輪警察署、麻布警察署、赤坂警察署、東京湾岸警察署、品川警察署、大井警察署、大崎警察署、荏原警察署、大森警察署、田園調布警察署、蒲田警察署、池上警察署、東京空港警察署、世田谷警察署、北沢警察署、玉川警察署、成城警察署、目黒警察署、碑文谷警察署、渋谷警察署、原宿警察署、代々木警察署、牛込警察署、新宿警察署、戸塚警察署、四谷警察署、中野警察署、野方警察署、杉並警察署、高井戸警察署、荻窪警察署、富坂警察署、大塚警察署、本富士警察署、駒込警察署、巣鴨警察署、池袋警察署、目白警察署、滝野川警察署、王子警察署、赤羽警察署、板橋警察署、志村警察署、練馬警察署、石神井警察署、高島平警察署、光が丘警察署、上野警察署、下谷警察署、浅草警察署、藏前警察署、尾久警察署、南千住警察署、荒川警察署、千住警察署、西新井警察署、綾瀬警察署、竹の塚警察署、深川警察署、城東警察署、本所警察署、向島警察署、亀有警察署、葛飾警察署、小松川警察署、小岩警察署、葛西警察署、南大沢警察署、高尾警察署、多摩中央警察署、東大和警察署、青梅警察署、五日市警察署、福生警察署、八王子警察署、町田警察署、日野警察署、昭島警察署、立川警察署、府中警察署、小金井警察署、田無警察署、東村山警察署、武蔵野警察署、三鷹警察署、調布警察署、小平警察署、大島警察署、新島警察署、三宅島警察署、八丈島警察署及び小笠原警察署	102

※ 警視庁には、特別出納員を設置していない。

(1局 102所)

(3) 警察・消防出納部消防出納課

局名	所名	
東京消防庁	丸の内消防署、麹町消防署、神田消防署、京橋消防署、日本橋消防署、臨港消防署、芝消防署、麻布消防署、赤坂消防署、高輪消防署、品川消防署、大井消防署、荏原消防署、大森消防署、田園調布消防署、蒲田消防署、矢口消防署、目黒消防署、世田谷消防署、玉川消防署、成城消防署、渋谷消防署、四谷消防署、牛込消防署、新宿消防署、中野消防署、野方消防署、杉並消防署、荻窪消防署、小石川消防署、本郷消防署、豊島消防署、池袋消防署、王子消防署、赤羽消防署、滝野川消防署、板橋消防署、志村消防署、練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署、上野消防署、浅草消防署、日本堤消防署、荒川消防署、尾久消防署、千住消防署、足立消防署、西新井消防署、本所消防署、向島消防署、深川消防署、城東消防署、本田消防署、金町消防署、江戸川消防署、葛西消防署、小岩消防署、立川消防署、昭島消防署、国分寺消防署、小金井消防署、小平消防署、武蔵野消防署、西東京消防署、三鷹消防署、調布消防署、府中消防署、東村山消防署、狛江消防署、東久留米消防署、北多摩西部消防署、清瀬消防署、八王子消防署、日野消防署、町田消防署、青梅消防署、福生消防署、秋川消防署、奥多摩消防署、多摩消防署、装備工場、第一消防方面本部、第二消防方面本部、第三消防方面本部、第四消防方面本部、第五消防方面本部、第六消防方面本部、第七消防方面本部、第八消防方面本部、第九消防方面本部及び第十消防方面本部	92

※ 東京消防庁には、特別出納員を設置していない。

(1局 92所)

3 所管条例・規則の概要及び改正等の状況

(令和4年8月1日現在)

東京都用品調達基金条例 (平成6年条例第18号)	管理部総務課所管
<概要>地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、東京都用品調達基金の設置に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めている。	
東京都用品調達基金条例施行規則 (平成6年規則第40号)	管理部総務課所管
<概要>東京都用品調達基金条例（平成6年条例第18号）の施行について必要な事項を定めている。	
会計管理者の事務代理の順序に関する規則 (平成18年規則第104号)	管理部総務課所管
<概要>地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第3項の規定に基づく会計管理者の事務の代理に関し、必要な事項を定めている。	
東京都基金管理条例 (昭和39年条例第99号)	管理部公金管理課所管
<概要>地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第8項の規定に基づき、東京都の基金に属する現金及び有価証券の管理に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めている。	
東京都特別企業出納員事務取扱規則 (昭和39年規則第87号)	管理部公金管理課所管
<概要>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第2項若しくは第3項又は地方公営企業法の一部を改正する法律（昭和41年法律第120号）附則第3条第2項の規定により、地方公営企業法の財務規定等が適用される、東京都地方公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第147号）第1条第1項第8号から第12号までに掲げる準公営企業の業務に係る公金の出納その他の会計に関し、特別企業出納員の設置及びその事務の取扱について必要な事項を定めている。	
<改正内容> 令和4年7月1日改正（令和4年3月31日付 令和4年規則第56号） 東京都地方公営企業の設置等に関する条例（昭和41年東京都条例第147号。以下「条例」という。）の改正により、条例第1条第1項第8号から第12号までに掲げる事業のうち、病院事業が廃止されたため、規則第1条及び第2条の規定を整備した。	
東京都会計事務規則 (昭和39年規則第88号)	管理部会計企画課所管
<概要>都の会計事務に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めている。	
<改正内容> 令和3年11月1日改正（令和3年10月29日付 令和3年規則第310号） 各局で所管している総務事務が総務局人事部制度企画課（総務事務センター）に順次集約されることになっている。令和3年11月から総務局の自己啓発支援金に係る事務が総務事務センターに集約されたことに伴い、規則第6条、第10条について、所要の改正を行った。 令和4年1月1日改正（令和3年12月28日付 令和3年規則第325号） 令和4年1月から児童手当に係る事務が総務事務センターに集約されたことに伴い、規則第6条、第81条について、所要の改正を行った。 令和4年1月4日改正（令和3年12月28日付 令和3年規則第325号） 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和4年1月4日に施行されたことにより、指定代理納付者制度を廃止し、新たに指定納付受託者制度を導入することとなったため、規則第28条、第37条の2から第37条の4まで及び第85条について、所要の改正を行った。 令和4年4月1日改正（令和4年3月31日付 令和4年規則第115号） (1) 規則第76条第5項について、キャッシュレス決済の推進を図るため、資金前渡の少額支払一件	

(東京都会計事務規則続き)

あたりの上限額に関する規定において、例外規定（会計管理者が別に定める方法により支払う場合にあつてはこの限りでない。）を設けた。

(2) 口座振替払における預金種目に別段預金を追加することに伴い、規則第 60 条について、所要の改正を行った。

(3) 子供政策連携室の新設並びに都民安全推進本部の廃止に伴い、規則第 2 条について、所要の改正を行った。

(4) 指定金融機関のシステム更改により帳票名が変更になったため、規則第 106 条について、所要の改正を行った。

令和 4 年 7 月 1 日改正（令和 4 年 3 月 31 日付 令和 4 年規則第 115 号）

病院経営本部の廃止に伴い、規則第 2 条及び第 6 条について、所要の改正を行った。

令和 4 年 6 月 1 日改正（令和 4 年 5 月 31 日付 令和 4 年規則第 126 号）

(1) 令和 4 年 6 月から退職手当に係る事務が総務事務センターに集約されたことに伴い、規則第 6 条について、所要の改正を行った。

(2) 会計収支予定表の作成及び提出が必要となる金額の変更に伴い、規則第 5 号様式の 2 について、備考欄の修正を行った。

東京都物品管理規則（昭和 39 年規則第 90 号）

管理部会計企画課所管

＜概要＞都の物品管理事務に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めている。

4 会計管理局の沿革

(令和4年8月1日現在)

年 月 日	事 項
昭和	
22. 5. 3	地方自治法の施行により、都道府県に出納長を設置する。
22. 7. 12	長官官房会計課を廃止し、出納長室を設置する。 (出納長室勤務の副出納長の下に庶務、審査、出納及び国費の4係を置く。)
"	警視庁、交通局及び水道局にそれぞれ副出納長室を設置する。
23. 7. 1	東京消防庁（旧消防部）が警視庁から分離されたことに伴い、警視庁担任副出納長を警視庁及び東京消防庁担任副出納長に改める。
25. 7. 15	三多摩に西多摩出納事務所、南多摩出納事務所及び北多摩出納事務所を、大島に大島出納事務所をそれぞれ設置し、当該地域内に属する本庁行政機関、地方行政機関、学校等の収支命令の審査及び執行の事務を処理することとなる。
25. 8. 5	23特別区にそれぞれ税務事務所が設置されたことに伴い、これに対応して出納員室を設置し、税務事務所の収支命令の審査及び執行の事務を処理することとなる。
27. 9. 30	地方公営企業法の施行に伴い、交通局及び水道局の副出納長室を廃止する。
27. 11. 1	庶務係及び審査係を庶務課及び審査課に改称するとともに、出納係及び国費係を廃止し、出納課及び決算課を設置する。
29. 11. 1	福祉事務所、清掃事務（事業）所、学校等の収支命令の審査及び執行の事務を出納員室に移管する。
31. 12. 16	物品課を設置する。
32. 4. 15	財務局用品課の事務を物品課に引き継ぐ。
34. 5. 1	副出納長室に消防庁担当次長を設置する。
35. 6. 1	副出納長室に警視庁担当次長を設置する。
38. 12. 1	用品課を設置する。
39. 1. 1	北多摩北部出納事務所を設置する。
39. 4. 1	出納課を廃止し、出納第一課及び出納第二課を設置する。
"	副出納長室の次長制を廃止し、警察出納課及び消防出納課を設置する。
"	出納員室を出納事務所に改称する。
39. 8. 1	北多摩出納事務所を廃止し、北多摩南部出納事務所及び北多摩西部出納事務所を設置する。
40. 4. 1	特別区に対する事務事業の移管により、福祉事務所が特別区に移管される。これに伴い、特別区の区域内に存する保健所の収支命令の審査及び執行の事務を出納事務所に移管する。
42. 12. 1	研修担当副主幹を設置する。

年月日	事項
43. 7. 15	小笠原担当副主幹を設置する。
44. 4. 1	会計事務機械化担当副主幹を設置する。
45. 4. 1	小笠原担当副主幹を廃止し、審査事務調整担当副主幹を設置する。
45. 11. 1	南多摩出納事務所多摩町分室を設置する。
46. 4. 1	八丈出納事務所を設置する。
46. 11. 1	南多摩出納事務所多摩町分室を南多摩出納事務所多摩市分室に改称する。
47. 7. 25	物品課を廃止し、事務管理課を設置する。
48. 4. 1	審査課を廃止し、審査第一課及び審査第二課を設置する。
〃	審査事務調整担当副主幹を廃止する。
〃	三宅出納事務所を設置する。
49. 7. 1	局務担当主幹を設置する。
〃	研修担当副主幹及び会計事務機械化担当副主幹を局務担当副主幹に改める。
50. 4. 1	特別区の区域内に存する保健所が特別区に移管される。
52. 4. 1	西多摩出納事務所、南多摩出納事務所、南多摩出納事務所多摩市分室、北多摩西部出納事務所、北多摩南部出納事務所及び北多摩北部出納事務所の名称を、それぞれ青梅出納事務所、八王子出納事務所、八王子出納事務所多摩市分室、立川出納事務所、府中出納事務所、小平出納事務所に改称する。
53. 6. 1	小笠原村の会計事務のうち、収支命令の審査の事務を小笠原村に移管する。
54. 4. 1	局務担当（会計事務機械化）副主幹を廃止する。
54. 10. 1	特別区の区域内に存する勤労福祉会館及び内職公共職業補導所が特別区に移管される。
55. 3. 1	特別区の区域内に存する児童学園、授産場及び福祉作業所が特別区に移管される。
56. 4. 1	と畜場事業が準公営企業会計から出納長所属の特別会計に移行される。
57. 4. 1	羽田沖埋立事業が一般会計から準公営企業会計に移行される。
59. 4. 1	金銭会計事務（本庁所管分）を機械化する。
59. 12. 1	事務管理課及び決算課を廃止し、会計管理課を設置する。
60. 4. 1	八王子出納事務所多摩市分室を廃止し、町田出納事務所を設置する。
〃	金銭会計事務（副出納長室及び出納事務所所管分）を機械化する。
61. 12. 1	特別区の区域内に存する 23 出納事務所を中央出納事務所、港出納事務所、新宿出納事務所、台東出納事務所及び豊島出納事務所の 5 所に統合する。
〃	小笠原出納事務所開設準備担当副主幹を設置する。
62. 4. 1	小笠原出納事務所開設準備担当副主幹を廃止し、小笠原出納事務所を設置する。
平成	
元. 4. 1	臨海副都心開発事業が準公営企業会計に新設される。

年月日	事項
2. 8. 1	庶務課を総務課に、局務担当主幹及び局務担当副主幹をそれぞれ参事（特命担当）及び副参事（研修、特命担当）に改称する。
3. 4. 1	審査第一課及び審査第二課を廃止し、審査課を設置するとともに、出納第一課を出納課に、出納第二課を国費企業課にそれぞれ改称する。
3. 7. 1	東京都財務会計システムの予算計数情報システムが稼働する。
4. 1. 29	総務局行政監察室から「用品制度」の特別考查が発表される。
4. 4. 1	東京都財務会計システムの執行系システムが稼働する。
4. 7. 1	参事（特命担当）を廃止し、参事（物品調達制度改善担当）を設置する。
4. 10. 1	東京都財務会計システムの物品管理システムが稼働する。
5. 2. 17	「用品制度改善実施計画」を策定する。
5. 3. 31	参事（物品調達制度改善担当）を廃止する。
5. 4. 1	東京都財務会計システムが当室の所管となる。
〃	会計管理課を会計管理室に改称し、企画指導担当課長及び財務会計システム担当課長を設置する。
5. 12. 1	新宿出納事務所を廃止する。
6. 4. 1	副参事（研修、特命担当）を廃止し、副参事（出納管理担当）を設置する。
〃	用品調達基金による用品調達制度を設置し、基金による新用品制度を開始する。
7. 2. 1	東京貯金事務センターを、地方自治法施行令第168条第5項及び第8項で定める収納代理郵便官署として指定する。
7. 4. 1	収納代理金融機関の法人指定を実施する。
10. 4. 1	公営企業会計である多摩ニュータウン水道事業が水道局所管の水道事業会計に統合される。
11. 2. 8	港出納事務所を廃止し、品川出納事務所を設置する。
12. 8. 1	会計管理室を廃止し、会計企画課を設置する。国費企業課を廃止し、その業務を出納課に統合する。副参事（財務会計システム担当）を設置する。
12. 12. 1	大島出納事務所、三宅出納事務所、八丈出納事務所及び小笠原出納事務所を廃止する。中央出納事務所及び台東出納事務所を廃止し、千代田出納事務所を設置する。
13. 3. 19	島しょ地域分の審査事務について、書類を電子情報として電送し本庁で審査する方法を審査課で開始する。
13. 10. 11	「会計制度・機構改革の基本方針」を策定する。
14. 3. 20	公金管理委員会を設置する。
14. 3. 28	「東京都資金管理方針」を策定する。

年月日	事項
14. 4. 1	都議会の議決を経て、東京都指定金融機関として株式会社みずほ銀行を指定する。
〃	参事（会計制度担当）、副参事（調整担当）、副参事（調査担当）、副参事（会計指導担当）を設置する。
〃	審査課を廃止し出納課に、用品課を廃止し総務課に、それぞれその業務を統合する。
〃	公金管理課を設置する。
14. 8. 16	「東京都におけるポートフォリオ」及び「平成14年度資金管理計画」を策定する。
14. 11. 1	用品倉庫を廃止し、全ての用品を直接納入（直払）に変更する。
14. 12. 1	出納事務所を廃止し、各局・所への審査一部委任を開始する。
15. 4. 1	副参事（調整担当）、副参事（会計指導担当）を廃止し、検査指導担当課長、副参事（資金運用担当）、副参事（会計制度改革担当）を設置する。
15. 6. 1	理事（銀行設立準備担当）を設置する。
15. 6. 16	銀行設立準備担当部長、銀行設立準備担当課長を設置する。
16. 1. 26	東京都財務会計システムにより処理する公金収納事務について、マルチペイメントネットワークを導入する。
16. 8. 1	理事（銀行設立準備担当）、銀行設立準備担当部長及び銀行設立準備担当課長を廃止する。
17. 8. 26	「東京都会計基準」を策定する。
18. 3. 1	新財務会計システムが稼働する。
18. 4. 1	官庁会計（単式簿記・現金主義会計）に複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた新公会計制度を導入する。
〃	参事（会計制度担当）を廃止する。
18. 6. 7	出納長を廃止し、普通地方公共団体に会計管理者を置くこと等を内容とする改正地方自治法が公布される。
19. 4. 1	改正地方自治法の施行により、出納長を廃止し、会計管理者を設置する。
〃	出納長室を廃止し、会計管理局を設置する。
〃	会計管理局の下に管理部、警察・消防出納部を設置する。
19. 9. 14	新公会計制度による初の財務諸表（平成18年度決算）を公表する。
19. 10. 1	株式会社ゆうちょ銀行を収納代理金融機関として指定する。
20. 4. 1	新公会計制度担当課長を設置する。
22. 4. 1	副参事（調査担当）を廃止する。
〃	東京都収入証紙を廃止する。
22. 7. 16	管理職制度の改正により、副参事（資金運用担当）、副参事（財務会計システム担当）を廃止し、資金運用担当課長、財務会計システム担当課長を設置する。
26. 7. 16	資金活用担当課長を設置する。
〃	投資評価委員会が環境局より移管される。
26. 9. 30	公金管理委員会及び投資評価委員会を廃止する。

年 月 日	事 項
26. 10. 1	資金管理・活用アドバイザリーボードを設置する。
27. 3. 26	「東京都資金管理方針」を一部見直し、「東京都公金管理ポリシー」を策定する。
28. 4. 1	監督職制度の見直しに合わせ、係制を廃止する。
28. 11. 14	資金管理・活用アドバイザリーボードを廃止し、公金管理アドバイザリー会議を設置する。
29. 9. 1	公金支出情報を公開する。
令和	
2. 4. 1	資金活用担当課長を廃止する。
3. 4. 1	会計企画担当部長を設置する。
4. 7. 1	病院経営本部の廃止により、準公営企業会計の病院事業が廃止される。

5 その他の資料等

第1表 令和4年度一般会計予算

(単位:千円)

歳 入	科 目		金 額		比較増(△)減	増減率 (%)	構成比 (%)
	款 項	目 節	令和4 年度	令和3 年度			
	使 用 料 及 手 数 料		10	10	0	0	0.0
	手 数 料		10	10	0	0	0.0
	諸 手 数 料		10	10	0	0	0.0
	情 報 公 開		10	10	0	0	0.0
	財 产 収 入		305,999	308,919	△ 2,920	△ 0.9	94.9
	財 产 運 用 収 入		305,999	308,919	△ 2,920	△ 0.9	94.9
	利 子 及 配 当 金		305,999	308,919	△ 2,920	△ 0.9	94.9
	都 市 外 交 人 材 育 成 基 金		1,000	1,000	0	0	0.3
	災 害 救 助 基 金		2,000	2,000	0	0	0.6
	東京都尖閣諸島寄附金による尖閣諸島活用基金		1,000	1,000	0	0	0.3
	財 政 調 整 基 金		86,000	88,000	△ 2,000	△ 2.3	26.7
	社 会 資 本 等 整 備 基 金		80,000	86,000	△ 6,000	△ 7.0	24.8
	東京オリンピック・ハラリンピック開催準備基金		47,000	38,000	9,000	23.7	14.6
	人 に 優 し く 快 適 な 街 づ く り 基 金		2,000	1,000	1,000	100.0	0.6
	防 災 街 づ く り 基 金		23,000	20,000	3,000	15.0	7.1
	ス マ ー ト 東 京 推 進 基 金		8,000	6,000	2,000	33.3	2.5
	芸 術 文 化 振 興 基 金		1,000	1,000	0	0	0.3
	障 害 者 ス ポ ーツ 振 興 基 金		1,000	1,000	0	0	0.3
	鉄 道 新 線 建 設 等 準 備 基 金		13,000	12,000	1,000	8.3	4.0
	緑 あ ふ れ る 東 京 基 金		3,000	4,000	△ 1,000	△ 25.0	0.9
	花 と 緑 の 東 京 募 金 基 金		1,000	1,000	0	0	0.3
	公 害 健 康 被 害 予 防 基 金		1,000	1,000	0	0	0.3
	ゼ ロ エ ミ ッ シ ョ ン 東 京 推 進 基 金		2,000	4,000	△ 2,000	△ 50.0	0.6
	介 護 保 険 財 政 安 定 化 基 金		1,000	1,000	0	0	0.3
	後 期 高 齢 者 医 療 財 政 安 定 化 基 金		3,000	3,000	0	0	0.9
	安 心 こ ど も 基 金		1,000	1,000	0	0	0.3
	地 域 医 療 介 護 総 合 確 保 基 金		5,000	6,000	△ 1,000	△ 16.7	1.6
	福 祉 先 進 都 市 実 現 基 金		12,000	12,000	0	0	3.7
	お も て な し ・ 観 光 基 金		1,000	1,000	0	0	0.3
	無 電 柱 化 推 進 基 金		10,000	15,000	△ 5,000	△ 33.3	3.1
	用 品 調 達 基 金		999	919	80	8.7	0.3
	消 費 者 行 政 活 性 化 基 金		-	1,000	△ 1,000	皆 減	0
	農 業 構 造 改 革 支 援 基 金		-	1,000	△ 1,000	皆 減	0
	諸 収 入		16,274	13,834	2,440	17.6	5.0
	都 預 金 利 子		7,000	4,000	3,000	75.0	2.2
	都 預 金 利 子		7,000	4,000	3,000	75.0	2.2
	都 預 金 利 子		7,000	4,000	3,000	75.0	2.2
	雜 入		9,274	9,834	△ 560	△ 5.7	2.9
	納 付 金		95	95	0	0	0.0
	雇 用 保 険 料 納 付 金		95	95	0	0	0.0
	雜 入		9,179	9,739	△ 560	△ 5.8	2.8
	雜 入		9,179	9,739	△ 560	△ 5.8	2.8
	合 計		322,283	322,763	△ 480	△ 0.1	100
歳 出	科 目		金 額		比較増(△)減	増減率 (%)	構成比 (%)
	款 項	目	令和4 年度	令和3 年度			
	總 務 費	3,223,000	3,034,000	189,000			
	会 計 管 理 費	3,223,000	3,034,000	189,000	6.2	98.5	
	管 理 費	2,424,000	2,232,000	192,000	8.6	74.1	
	公 金 取 扱 費	494,000	494,000	0	0	15.1	
	積 立 金	305,000	308,000	△ 3,000	△ 1.0	9.3	
	公 債 費	48,000	43,000	5,000	11.6	1.5	
	公 債 費	48,000	43,000	5,000	11.6	1.5	
	一 時 借 入 金 等 利 子	48,000	43,000	5,000	11.6	1.5	
	合 計	3,271,000	3,077,000	194,000	6.3	100	

注1 令和3年度は当初予算を記載している。

注2 増減率及び構成比中、0は0を表し、0.0は0ではないが四捨五入の結果、0になったものを表す。

注3 構成比については、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計などと一致しない場合がある。

第2表 令和3年度末重要物品集計一覧表

区分	前年度末現在高 点	年度内増減高 点	年度末現在高 点
一般機器類	2,881	96	2,977
図書標本・美術工芸品類	4,497	34	4,531
維持管理・生活文化用品	4,904	54	4,958
工業機器類	4,759	△ 35	4,724
理化学機器類	4,126	17	4,143
土木建築機器類	127	0	127
医療機器類	2,329	143	2,472
農林水産機器類	291	2	293
教育保育機器類	2,435	△ 10	2,425
警察消防機器類	4,441	△ 53	4,388
工作物類	412	8	420
船舶車両及び関連器具類	6,373	△ 11	6,362
雑品類	31	1	32
哺乳乳綱	243	△ 9	234
鳥綱	129	△ 2	127
爬虫綱	1	0	1
合計	37,979	235	38,214

第3表 令和3年度公金管理実績

		期 中 平 均 残 高 億円	残 高 推 移				運 用 収 入 及 び 利 回 り	
			R3.3.31 残 高 億円	R4.3.31 残 高 億円	増 減			
			%	億円	増減額 億円	増減率 %		
歳計現金等	預 金	11,866	100.0	4,078	9,173	5,095	124.9	運用収入計 1,424万円
	定期性預金	6,727	56.7	472	433	△ 40	△ 8.4	
	普通預金	4,794	40.4	3,004	7,752	4,748	158.1	
	当座預金	346	2.9	602	988	386	64.2	利回り 0.001%
	債券	—	—	—	—	—	—	
	計	11,866	100.0	4,078	9,173	5,095	124.9	
基 金	預 金	26,687	71.2	31,841	25,559	△ 6,282	△ 19.7	運用収入計 17億7,164万円
	定期性預金	23,427	62.5	24,251	24,604	352	1.5	
	普通預金	3,260	8.7	7,589	955	△ 6,634	△ 87.4	
	債券等	9,981	26.6	10,051	9,863	△ 188	△ 1.9	利回り 0.047%
	その他の	812	2.2	1	1	0	0.0	
	計	37,480	100.0	41,893	35,423	△ 6,469	△ 15.4	
準公営企業会計資金	預 金	8,982	100.0	8,796	9,243	447	5.1	運用収入計 6,689万円
	定期性預金	8,061	89.7	7,720	8,010	290	3.8	
	普通預金	921	10.3	1,076	1,233	157	14.6	
	債券等	—	—	—	—	—	—	利回り 0.007%
	その他の	—	—	—	—	—	—	
	計	8,982	100.0	8,796	9,243	447	5.1	
合 計	預 金	47,534	81.5	44,714	43,974	△ 740	△ 1.7	運用収入計 18億5,277万円
	定期性預金	38,214	65.5	32,444	33,046	603	1.9	
	普通預金	8,974	15.4	11,669	9,939	△ 1,729	△ 14.8	
	当座預金	346	0.6	602	988	386	64.2	利回り 0.032%
	債券等	9,981	17.1	10,051	9,863	△ 188	△ 1.9	
	その他の	812	1.4	1	1	0	0.0	
	計	58,328	100.0	54,766	53,839	△ 928	△ 1.7	

注1 「歳計現金等」とは、歳計現金に歳入歳出外現金と定額の資金を運用するための基金に属する現金を含めたもの。

注2 「債券等」とは、債券に資産担保証券を含めたもの。

注3 「その他の」とは、基金から歳計現金への繰替貸等である。

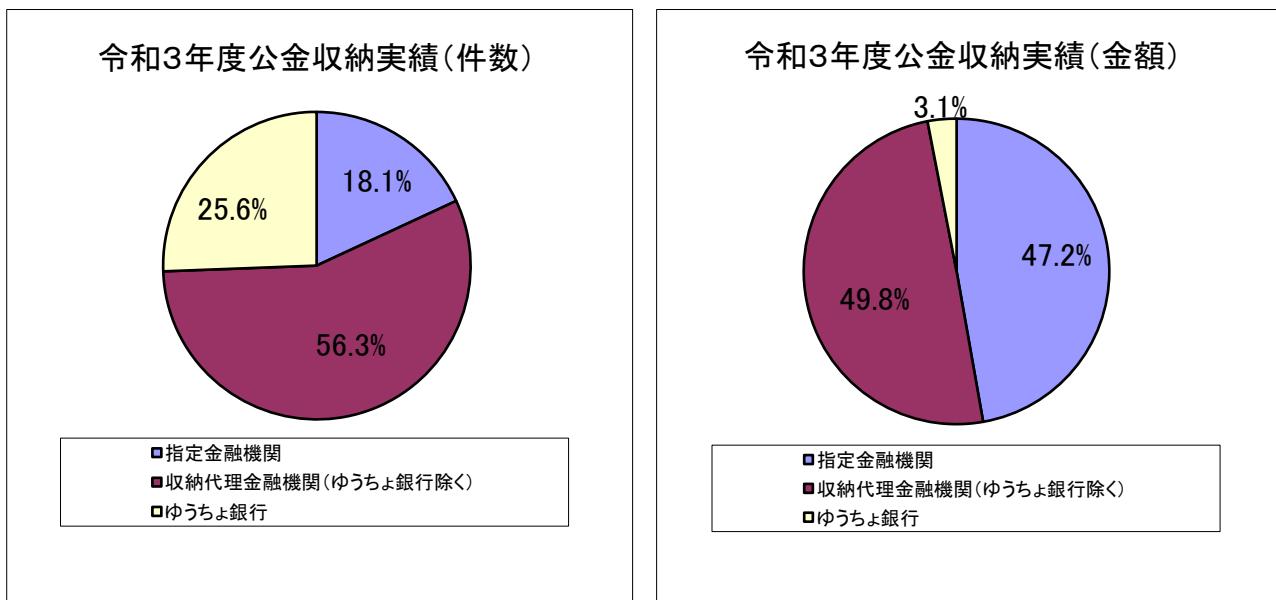
注4 「運用収入」は、発生主義による額を掲載しており、実際に収入した額とは異なる。

注5 「利回り」は、年率換算した計数を表示。

注6 計数については、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

第4表 令和3年度公金収納実績

	件数(千件)			金額(億円)		
	件数	構成比(%)	対前年度比(%)	金額	構成比(%)	対前年度比(%)
指定金融機関	2,027	18.1	94.0	29,607	47.2	99.5
収納代理金融機関 (ゆうちょ銀行除く)	6,321	56.3	98.0	31,210	49.8	103.3
ゆうちょ銀行	2,872	25.6	101.1	1,914	3.1	67.9
合計	11,220	100.0	98.0	62,731	100.0	99.9



注 計数については、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

第5表 用品制度の沿革

昭和14年	用品制度の設置
昭和35年 4月	庁有車による用品の配送開始
昭和38年12月	用品課の設置
昭和47年 4月	用品電算システム稼働
昭和49年 4月	多摩地域に所在する事業所を対象とする用品の配送業務委託開始
昭和54年 4月	特別区の区域に所在する事業所を対象とする用品の配送業務委託開始
昭和55年 7月	五色橋(港区港南)用品倉庫の管理業務委託開始
平成元年12月	資源保護のため、再生紙を利用した製品の指定拡大
平成 2年 3月	用品倉庫が五色橋から豊洲(江東区豊洲)へ移転
平成 4年 3月	「用品制度の改善(新しい用品サービスをめざして)」用品制度検討部会報告
平成 5年 2月	「新しい効率的な用品制度の構築に向けて」物品調達制度検討委員会報告
平成 5年 2月	用品制度改善実施計画及び同実施細目の策定
平成 5年 4月	品目の大幅な見直し、選択購入制度の導入及び用品の指定解除手続の届出制への変更
平成 5年 6月	用品システムの開発着手
平成 6年 3月	本庁第二倉庫及び豊洲用品配給所の廃止
平成 6年 4月	東京都用品調達基金の設置、用品システム運用開始、本庁倉庫の管理及び配送業務委託、用品課における検収事務の実施、年度末における請求受付制限の撤廃等
平成11年 4月	新用品システム運用開始、グリーン購入推進部会を設置
平成11年11月	T A I M Sに「用品課のお知らせ」(各局掲示板)を開設
平成13年 4月	T A I M Sによる用品請求書の受付開始
平成14年 4月	用品電子カタログシステム稼働
平成14年10月	本庁第一倉庫の廃止
平成14年11月	全品目について直払(契約業者直接納品)方式の開始
平成14年12月	用品購入代金自動振替システムの導入

6 用語解説

公 金 管 理	ポートフォリオ (P5)	本来の意味は、「財産目録あるいは財産一覧」のこと。転じて、個人や企業が所有する金融資産の組合せのことを指す。公金管理においても、それぞれの資金の属性に応じた、適切な分散運用によって構成されることが基本となる。
	ラダー型運用 (P44)	<p>償還する金額が毎年度均等となるように債券を購入することで、金利変動を長期的に平準化する運用手法。定期的に償還が訪れるため、不測の資金需要にも備えることができる。残存期間の長さを横軸に、投資額を縦軸に表すと、残存期間ごとの投資額が同額となり、はしごを横にしたような形になることから、ラダー（はしご）型と呼ばれている。</p> <p>例えば、総額500億円の5年ラダーの場合、残存期間1～5年の債券をそれぞれ100億円ずつ購入する。翌年度に残存期間1年の債券が償還を迎えた後、残存期間5年の債券100億円を改めて購入する。以後、これを繰り返し、総額500億円の規模を維持していく。</p>
会 計 事 務	放置違反金 (P14)	道路交通法第51条の4に規定されている行政制裁金。放置車両確認標章が取り付けられた車両について、運転者の責任が追及できない場合に、車両の使用者が納付するもの。
	マルチペイメント ネットワーク (P14)	電子決済網。収納機関と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、利用者（納入義務者）がATM（現金自動預払機）、パソコン、携帯電話等を利用して公共料金等の支払いができる、その収納情報が収納機関に通知されるネットワークシステムである。
新 公 会 計 制 度 に 関 す る 事 務	貸借対照表 (P32)	財務諸表の一つで、基準日における資産、負債、純資産の状況を勘定科目と金額とで表示し、財政状態を明らかにするために作成する。都では、民間企業において純資産の部に計上されている株主資本や評価・換算差額等の概念を持たないため、資産と負債との差額を「正味財産」として表示している。
	行政コスト計算書 (P32)	財務諸表の一つで、民間企業における「損益計算書」に相当し、一会计期間における行政活動の実施に伴い発生した収入と費用とを表示する。官庁会計における現金収支に加え、減価償却費や引当金の繰入額等の現金支出を伴わない費用もコストとして計上する。都では、予算との関連付けを明確にするとともに、経営分析に活用することを可能にするため、行政コスト計算書の勘定科目のうち費用については、歳出予算に用いる性質別区分に準じた設定となっている。
	キャッシュ・フロー 計算書 (P32)	財務諸表の一つで、一会计期間における資金の流れを表示する。都のキャッシュ・フロー計算書は、基本的な構成は民間企業と同じであり、①経常的な行政サービスに伴う行政サービス活動、②固定資産の形成や基金の増減をもたらす社会資本整備等投資活動、及び③公債の発行や借入金による財源の調達や償還に伴う財務活動の3区分により現金収支を記録し、資金の増減を表示する。行政コスト計算書同様、勘定科目のうち支出については、歳出予算に用いる性質別区分に準じた設定となっている。
	正味財産変動計算書 (P32)	財務諸表の一つで、一会计期間における貸借対照表の正味財産の部の変動状況をその変動要因ごとに表示する。基本的な構成は民間企業の株主資本等変動計算書に近いものであり、国庫支出金のうち資産形成に寄与するものや、無償で受け入れた資産の評価額、区市町村等移管相当額等を変動要因の項目として分類している。

会計管理局事業概要

令和4年版

登録番号 (4) 2

令和4年9月発行

編集・発行 東京都会計管理局管理部総務課

東京都新宿区西新宿 2-8-1

電話 03 (5320) 5911 (直通)

03 (5321) 1111 (代表)

内線 45-115

印 刷 所 (株)まこと印刷

東京都港区虎ノ門 3-19-7

電話 03 (6230) 9590

本誌の本文は再生紙を使用しております



この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています

HTT

電力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo.Tokyo